

平成 25 年度に実施した法科大学院 認証評価に関する検証結果報告書

平成 27 年 3 月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、認証評価を開放的で進化する評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、平成 17 年 1 月に文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）となって以降、平成 17 年度及び平成 18 年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び機構側の評価担当者（以下「評価担当者」という。）へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

この結果、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握でき、平成 19 年度実施の認証評価（本評価及び予備評価）に反映させた。同様に平成 19 年度から平成 24 年度実施の認証評価においても評価終了後、アンケート調査を実施し、検証を行いそれぞれ平成 20 年度から平成 25 年度実施の認証評価に改善点等を反映させた。（この検証結果は年度ごとに「法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてまとめている。ただし、平成 23 年度については、認証評価を受けた法科大学院が 1 校であったため、匿名性を考慮し検証結果報告書を作成せず、平成 24 年度分と併せて作成した。）

平成 25 年度実施の法科大学院認証評価においても、引き続きアンケート調査を実施して検証を行うこととし、ここに平成 25 年度実施の認証評価（14 法科大学院）に関する調査及び検証結果を取りまとめた。

目 次

はじめに

I	機構が実施した法科大学院認証評価の概要	1
II	平成 25 年度実施の認証評価に関する検証	
1.	検証の実施方法	5
2.	項目別の検証	
(1)	基準及び解釈指針について	8
(2)	説明会・研修会について	9
(3)	自己評価書について	10
(4)	書面調査・訪問調査について	11
(5)	評価結果（評価報告書）について	12
(6)	評価の効果・影響について	14
(7)	評価の作業量等について	15
(8)	前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの 改善について	17
(9)	評価についての全般的な意見・感想について	19
3.	対象校及び機構の取組	
(1)	認証評価結果を受けた対象校の改善取組例	20
(2)	アンケートで寄せられた意見と機構の取組例	21

参考資料

1	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【対象校】	25
2	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【評価担当者】	30
3	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【対象校】	33

4	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【評価担当者】	55
5	認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】 （法科大学院用）	78
6	認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】 （法科大学院用）	102

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要

平成 25 年度に実施した認証評価の検証結果をまとめるに当たって、まず機構が実施した法科大学院認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、5 年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より認証評価（予備評価）を開始し、平成 19 年度より認証評価（本評価）を開始した。（この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。）

1. 目的

法科大学院認証評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、以下のことを実施した。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価は、基準のすべてについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わず、評価結果の社会への公表も行っていない。

2. 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その

下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を設置するほか、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会が取りまとめる評価報告書原案の調整等を行うため、運営連絡会議を設置した。

また、対象法科大学院（以下「対象校」という。）の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施するため、教員組織調査専門部会、及び評価結果（案）に対する対象校からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会を設置した。

3. 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

(1) 法科大学院における自己評価

対象校は、『自己評価実施要項』等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

(2) 機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象校の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行う。また、法曹養成の基本理念や対象校の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出する。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象校を訪問し現地調査を行う。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめる。
- ④ 適格認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象校に適格認定を与える。

4. スケジュール

- (1) 平成24年6月に、国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施した。

(2) 平成 24 年 8 月から 9 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 14 法科大学院の評価を実施することとなった。

○ 国立大学（9 法科大学院）

- ・ 東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
- ・ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- ・ 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻
- ・ 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
- ・ 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ・ 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
- ・ 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
- ・ 広島大学大学院法務研究科法務専攻
- ・ 九州大学大学院法務学府実務法学専攻

○ 公立大学（2 法科大学院）

- ・ 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻
- ・ 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

○ 私立大学（3 法科大学院）

- ・ 学習院大学専門職大学院法務研究科法務専攻
- ・ 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
- ・ 近畿大学大学院法務研究科法務専攻

(3) 平成 25 年 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

(4) 平成 25 年 6 月末に、対象校から自己評価書の提出を受けた。

(5) 対象校からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは次のとおりであった。

25 年 7 月	書面調査の実施
8 月	評価部会 <ul style="list-style-type: none">・ 基準ごとの判断の検討・ 指摘事項の検討
9 月	教員組織調査専門部会 <ul style="list-style-type: none">・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査の分析結果の整理
	運営連絡会議
10～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査による分析結果の審議・決定
	訪問調査の実施
12月	評価部会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価報告書原案の作成
26年1月	運営連絡会議、評価委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果（案）の取りまとめ
	評価結果（案）を対象校に通知
3月	評価委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の確定

5. 評価結果

平成 25 年度に評価を実施した 14 法科大学院のすべてが、機構の定める評価基準に適合しているとの評価結果となった。

機構はこの評価結果を平成 26 年 3 月 26 日付で、各対象機関及び設置者へ通知するとともに、機構のウェブサイトにより公表し、かつ文部科学大臣へ報告した。

※ 法科大学院評価基準要綱は機構ウェブサイトを参照のこと。

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/index.html

Ⅱ 平成 25 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

(1) アンケート調査の実施

平成 25 年度実施の認証評価の対象校及び評価担当者に対し、記名選択式回答（5 段階・2 段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。

アンケート調査項目は次のとおりである。

〔対象校〕

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 訪問調査等について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量について
 - (2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて
 - (3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて
 - (4) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
 - (1) 評価報告書の内容等について
 - (2) 自己評価書及び評価報告書の公表について
 - (3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
 - (1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について
 - (2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について
10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて
11. その他

〔評価担当者〕

1. 基準及び解釈指針について

2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 自己評価書について
 - (2) 書面調査について
 - (3) 訪問調査について
 - (4) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量について
 - (2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて
 - (3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて
 - (4) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について
7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

(2) アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を整理・分類し、項目別に分析を行った。その上で、評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 基準及び解釈指針について
- (2) 説明会・研修会について
- (3) 自己評価書について
- (4) 書面調査・訪問調査について
- (5) 評価結果（評価報告書）について
- (6) 評価の効果・影響について
- (7) 評価の作業量等について
- (8) 前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について
- (9) 評価についての全般的な意見・感想について

なお、報告書の本文には、アンケート調査結果のうち主なものを掲載しており、参考資料にはすべての調査結果を掲載している。

※アンケート調査に係る補足事項

1. アンケート用紙配付日程

	平成 25 年度
対象校	平成 26 年 3 月 26 日
評価担当者	平成 25 年 12 月 25 日

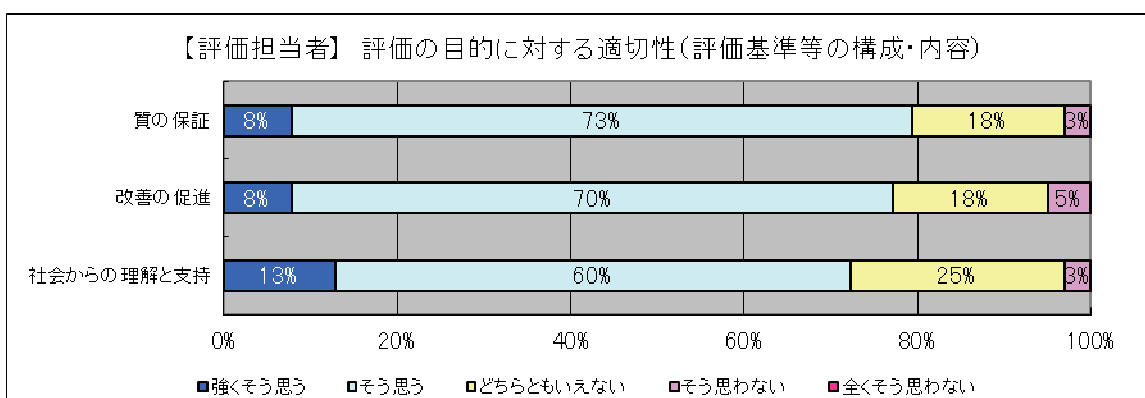
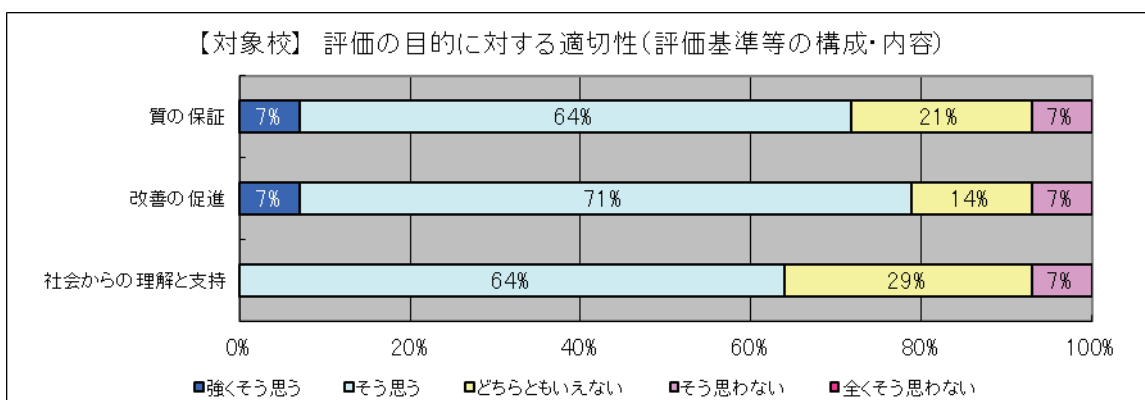
2. 平成 25 年度アンケートの回収状況

	回答数	回収率
対象校	14 校中 14 校	100%
評価担当者	56 名中 40 名	71%

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について

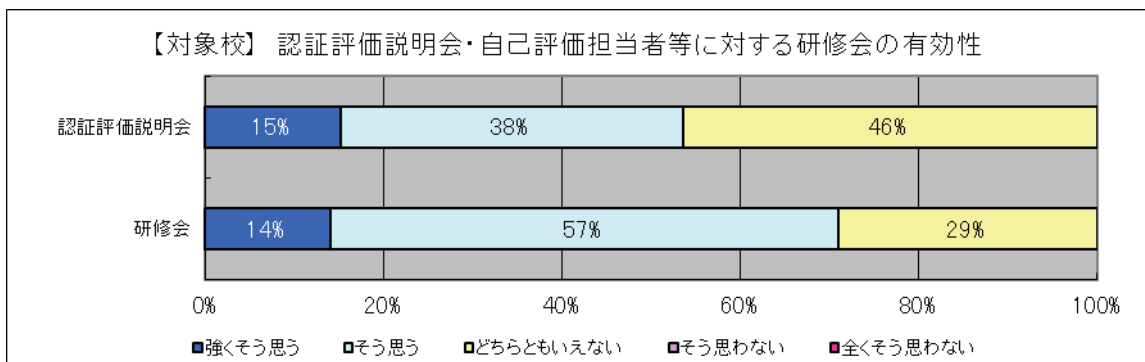
評価の目的に対する適切性について、基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らしておおむね適切なものと考えられる。また、基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切なものと考えられる。



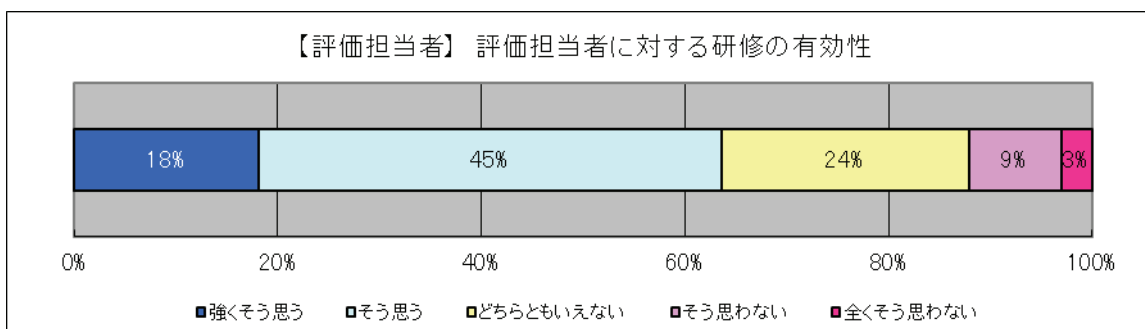
※ 回答率については、小数点以下四捨五入のため合計が100%にならないものもある。また、未回答は除いている。

(2) 説明会・研修会について

認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会はおおむね有効であると考えられる。

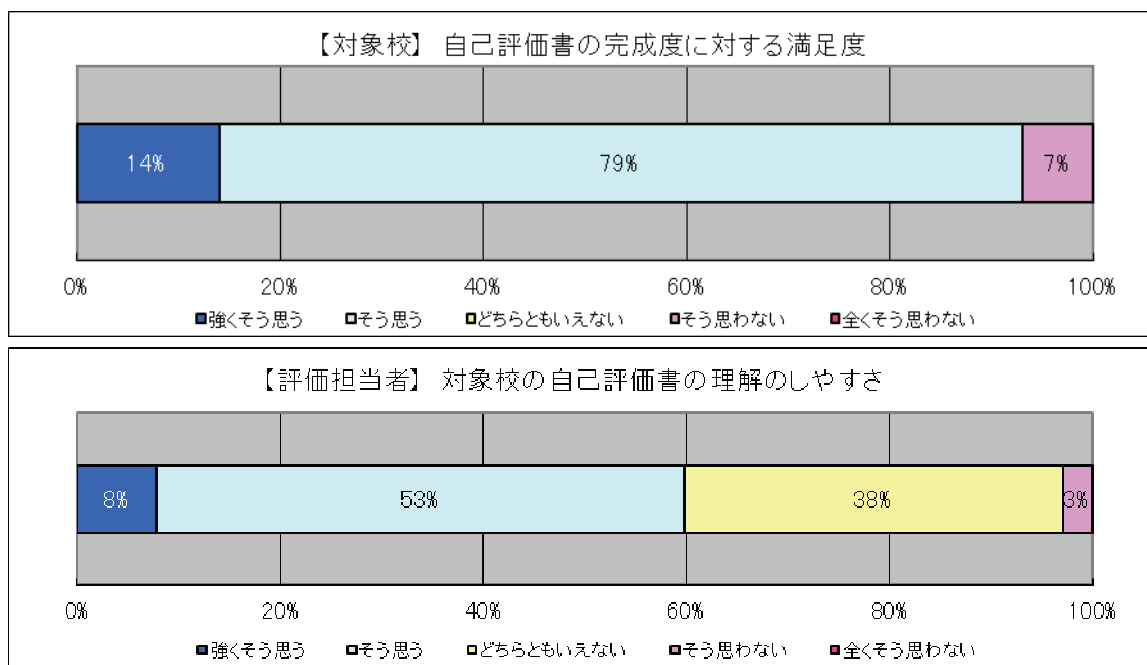


評価担当者に対する研修はおおむね有効であると考えられる。



(3) 自己評価書について

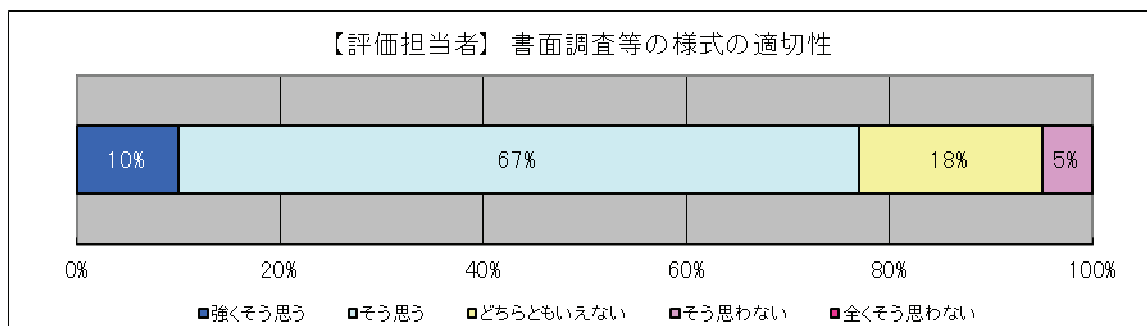
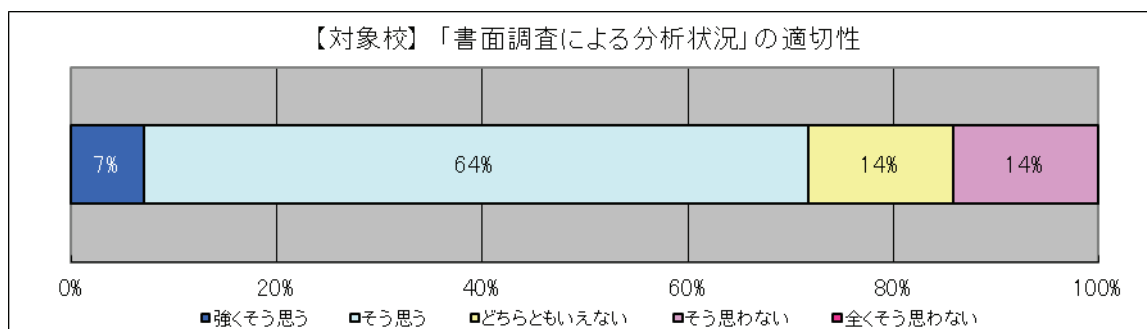
自己評価書について、対象校は完成度の高い自己評価書が作成されたと認識しており、理解しやすさについても、評価担当者からおおむね肯定的な回答が寄せられている。



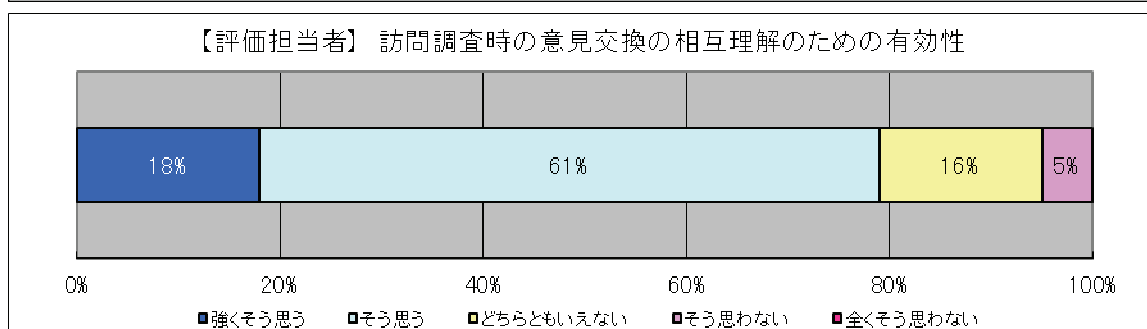
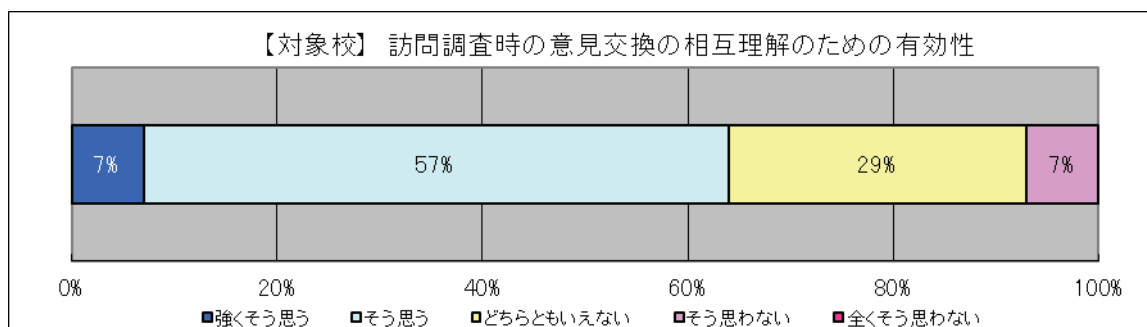
自己評価書の添付資料について、必要な根拠資料がおおむね引用・添付されていると考えられる。

(4) 書面調査・訪問調査について

「書面調査による分析状況」の内容や書面調査票等の様式はおおむね適切であると考えられる。

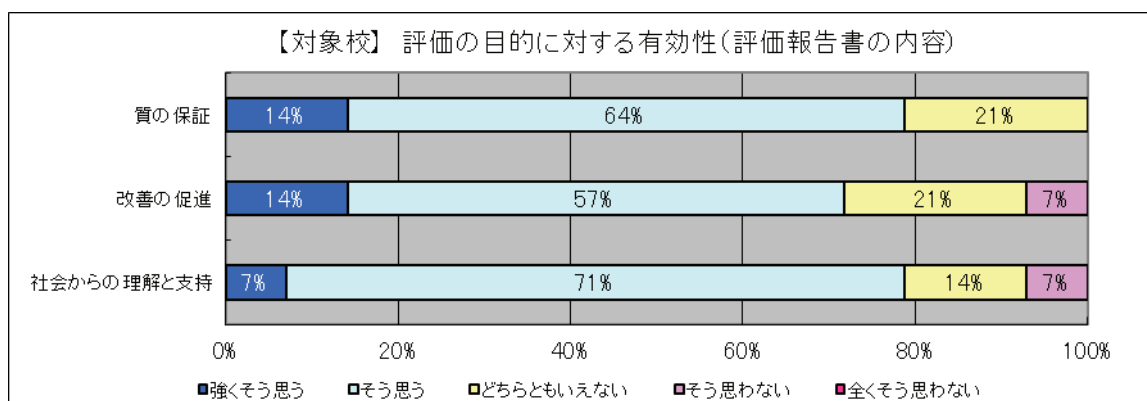


訪問調査時の意見交換の相互理解のための有効性について、訪問調査の実施によって、対象校と機構の評価担当者との間でおおむね共通理解を得ることができたと考えられる。

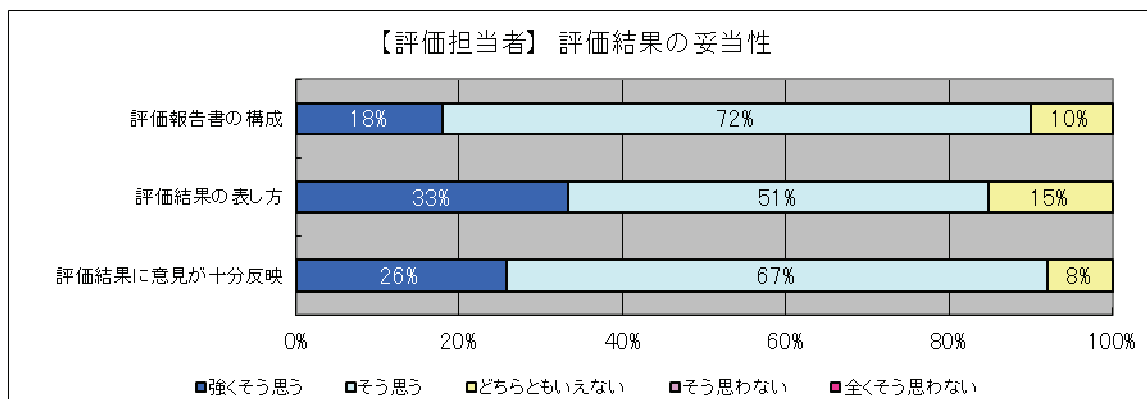


(5) 評価結果（評価報告書）について

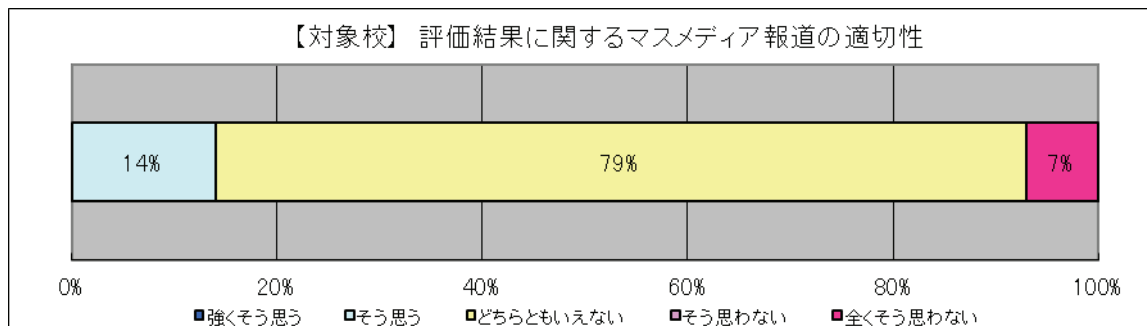
評価報告書の内容について、「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的や対象校の目的、実態、規模等に照らしておおむね適切なものであると考えられる。



評価結果の妥当性について、評価報告書の構成、評価結果の表し方及び評価担当者の意見の評価報告書への反映については、肯定的に評価されており、適切であると考えられる。

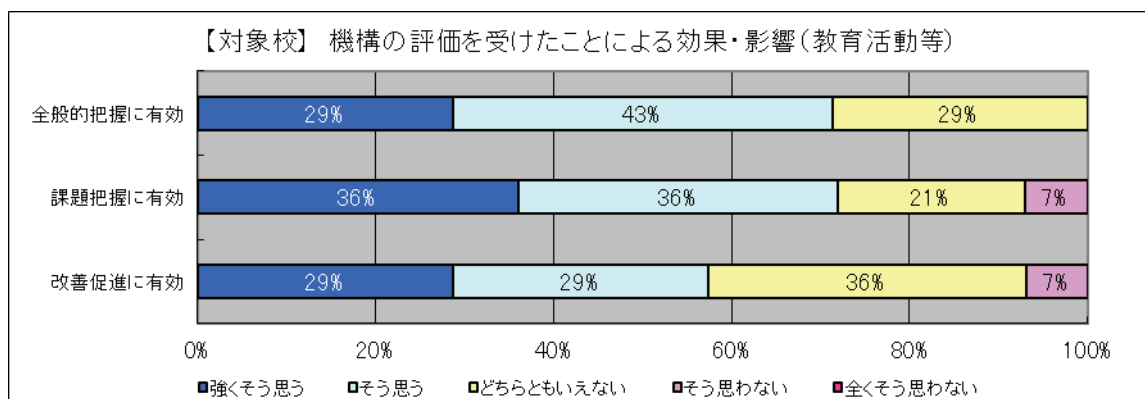


評価結果に関するマスメディア報道の適切性について、「どちらともいえない」という回答が多く寄せられており、認証評価の社会的認知度の向上については、機構としても情報発信に努めているものの、今後、更に工夫を行っていく必要がある。

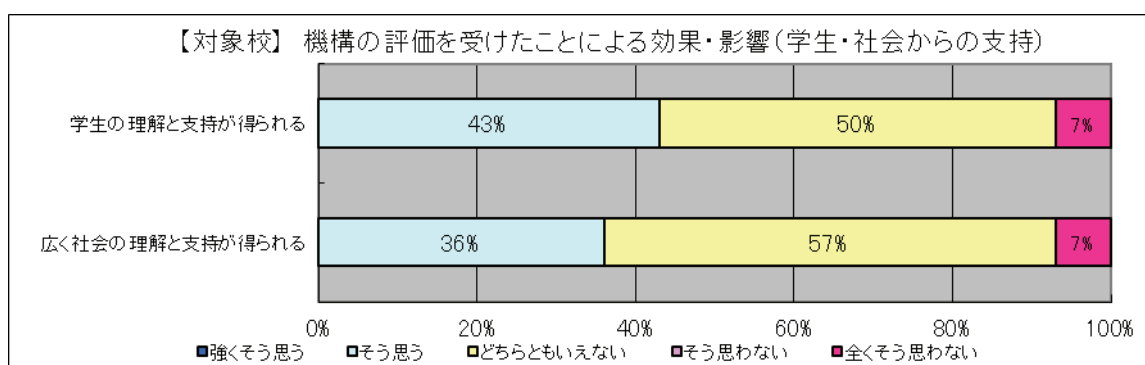


(6) 評価の効果・影響について

対象校が評価を受けたことによる効果・影響について、教育活動等の状況や課題の把握、改善の促進におおむね有効であると考えられる。



対象校が評価を受けたことは、学生や社会からの理解と支持を得ることに有効であるとする回答は必ずしも多いとはいえないため、引き続き、認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていく必要がある。

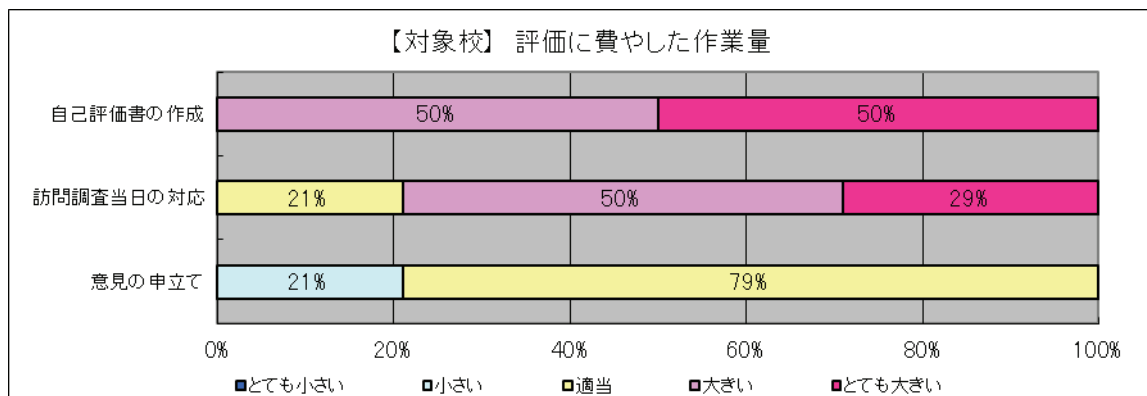


組織的な運営及び自己評価の重要性の教職員への浸透、意識の向上におおむね有効であると考えられる。

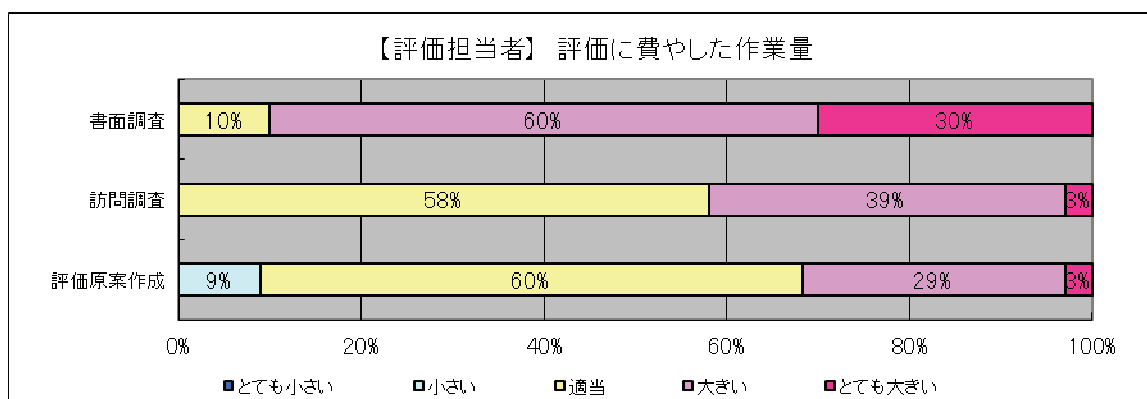
自己評価の実施及び機構の評価結果を踏まえた改善・向上への取組は、各対象校で着実に行われている。(具体的な改善事例は「3 (1) 認証評価結果を受けた対象校の改善取組例」に挙げる。)

(7) 評価の作業量等について

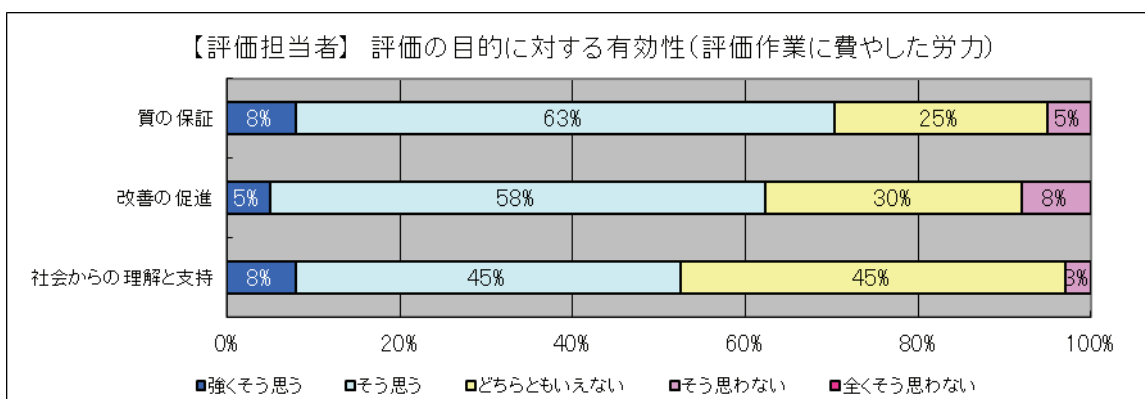
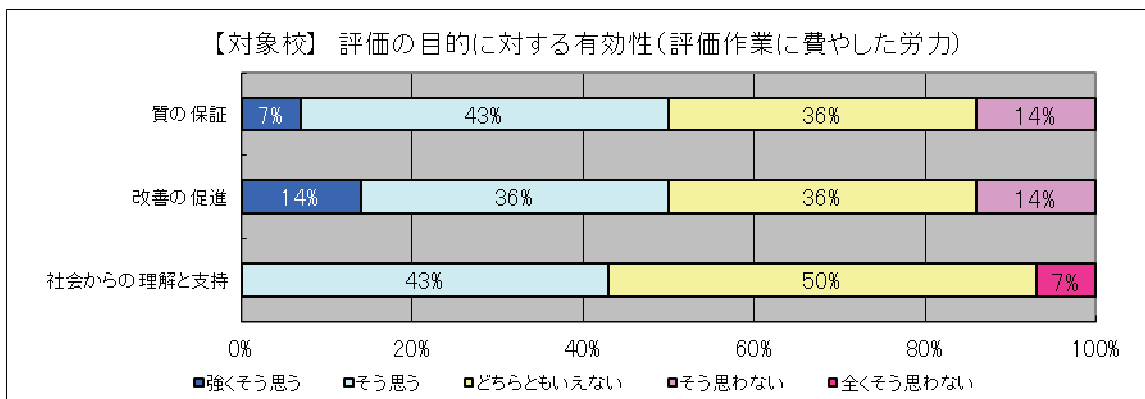
評価に費やした対象校の作業量について、意見の申立てに係る作業量は適当であると考えられるが、自己評価書の作成及び訪問調査当日の対応に係る作業量については、大きいとする回答が多く寄せられているため、今後も引き続き、作業負担の軽減に努める必要がある。



評価に費やした評価担当者の作業量について、訪問調査及び評価結果（原案）の作成に係る作業量は半数以上の評価担当者が適当であると回答しているものの、大きいとする回答も一部寄せられている。また、自己評価書の書面調査に係る作業量については大きいとする回答が多く寄せられているため、平成26年度実施の評価から書面調査方法を変更することで、評価担当者の負担の軽減を図っている。

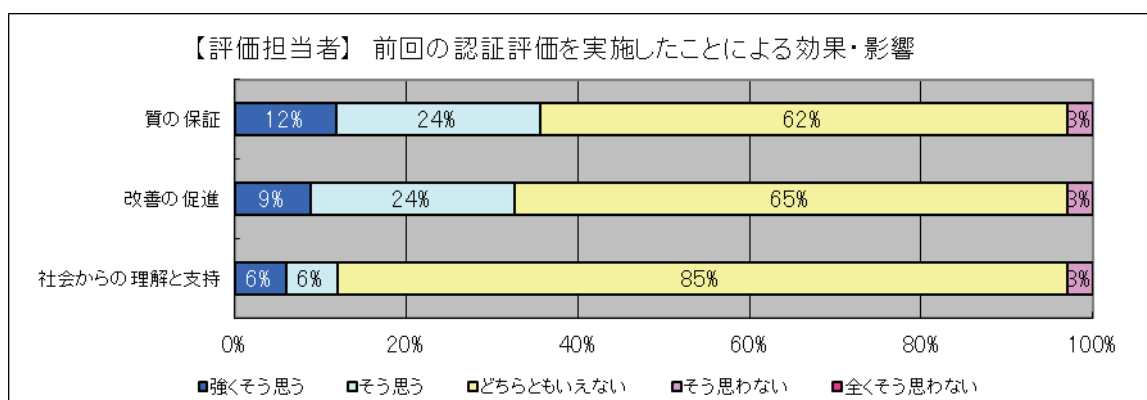
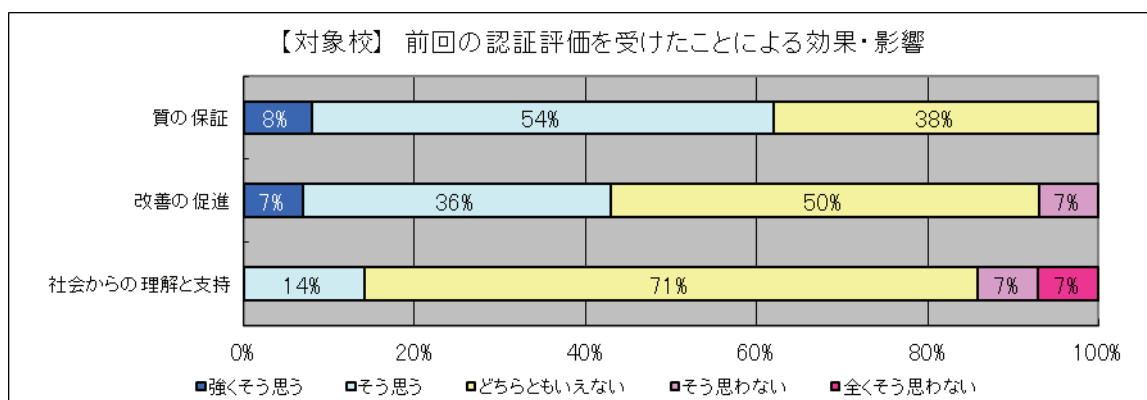


評価の目的に対する有効性について、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らしておおむね見合うものであったと考えられるが、「社会からの理解と支持」という目的に照らすと肯定的な回答は必ずしも多いとはいえないため、評価の目的について理解を促すとともに、評価の効率化に努める必要がある。

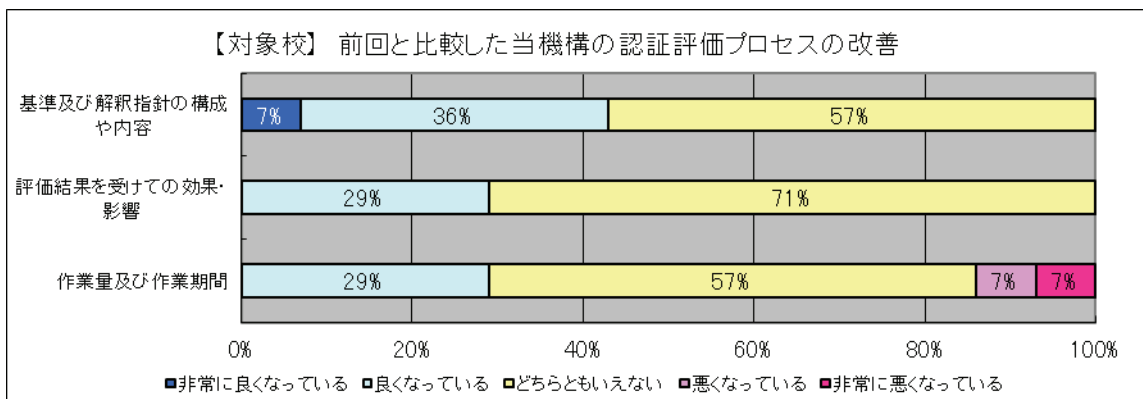


(8) 前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について

前回の評価を受けたことによる効果・影響について、対象校からは教育活動等の「質の保証」におおむね有効であったと評価されているものの、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとはいえない。また、教育研究活動等の「改善の促進」「社会からの理解と支持」については、両者ともに「どちらともいえない」とする回答が多く寄せられているため、今後、長期的な評価の効果・影響について把握、検証していく必要がある。



前回と比較した当機構の認証評価プロセスの改善について、対象校が前回の評価を受けた時と比較して、基準及び解釈指針、評価の効果・影響、作業量及び作業期間が適切になったとする回答は必ずしも多いとはいえないため、今後も評価システムの改善に努める必要がある。



(9) 評価についての全般的な意見・感想について

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想について

評価機関として機構を選択した理由について、評価の継続性や機構の評価に対する信頼性及び公正性が挙げられた。

機構の評価を受けた感想としては、「課題を把握することができ、組織的に教育活動等の運営を行うことの重要性を再確認できた」等、総じて期待どおりであったとする感想が寄せられている。

・評価担当者からの意見・感想について

機構の評価に携わったことについて、貴重な経験ができた、有意義だった、勉強になった等の肯定的な感想が寄せられた一方で、認証評価の社会的認知度向上を望む意見や、評価の形骸化を危惧する意見が寄せられた。

3. 対象校及び機構の取組

(1) 認証評価結果を受けた対象校の改善取組例（代表的なものを抽出）

- 一部の授業科目の教育内容をより科目区分にふさわしいものとするために、平成 26 年度のカリキュラム編成において授業科目の改廃や区分変更を行うとともに、担当教員に授業内容の調整を求めた。
- 一部の授業科目において、クラス規模を適切にするため、クラスを複数にわけた授業を試行することとした。
- 成績評価を客観的かつ厳正なものとするため、ワーキンググループを設置し、シラバス及び採点のチェックを行い、出題や採点が不適切である科目については採点のやり直し勧告を行うなど、是正を行う仕組みを決定した。
- 再試験及び追試験において受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう、再試験を廃止し、追試験はより早期に行うこととした。
- レポートの成績評価方法について、厳格な相対評価を行うよう授業担当者の手引きに記載した。
- 平常点の成績評価の在り方について見直しを行い、追試験の出題方針を明確化し、教務マニュアルに掲載した。
- 入学者選抜について、授業料の減額やその他の改善措置を行った。
- 自己点検及び評価の結果について、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証するため、法律実務に従事する者（弁護士）を自己点検・評価委員会の特別委員とし、新たな体制で自己点検・評価を実施することとした。

(2) アンケートで寄せられた意見と機構の取組例（代表的なものを抽出）

【意見】

(対象校)

- 法科大学院を取り巻く環境が厳しさを増している中で、基準や解釈指針の根本的な見直しが必要ではないか。
- 各法科大学院の優れた点について、適切に報道されているとは言い難い。特色ある点等も含めて社会的に認知されれば、各法科大学院の個性がより発揮される形で、単なる司法試験の合格率の比較にとどまらず、より建設的な競争環境が整えられることになるように思われる。
- 自己評価書作成担当者の意識は改善されたと思うが、その認識を（非常勤講師を含めた）評価担当者以外の教員の共通認識とすることが、今後の課題である。
- 前回の認証評価と比べ、画一化を促す質問形式や質問事項が多いように思われ、対象校の個性を伸ばすより萎縮させる効果がもたらされないか懸念された。

(評価担当者)

- 基準2-1-3の科目区分の考え方がわかりにくかった。
- 基準及び解釈指針について、より簡潔にし対象校の自由に任せる部分を増やした方が各法科大学院の個性を引き出すという意味でも、また実質的な質の向上という点でも良いのではないか。

【取組例】

寄せられた意見の一部に対して、以下の取組を行っている。

- 認証評価に対する社会からの理解と支持を得るため、機構だけではなく、認証評価機関12機関により組織される認証評価機関連絡協議会において、各機関の評価結果の概況を取りまとめて公表するなど、情報発信に努めている。
- 従来は書面調査では、対象校から提出された自己評価書を各々の評価担当者が分析していたが、平成26年度より評価の手順を見直し、負担軽減を図っている。

参 考 资 料

参考資料 目次

1	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【対象校】	25
2	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【評価担当者】	30
3	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【対象校】	33
4	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【評価担当者】	55
5	認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】 （法科大学院用）	78
6	認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】 （法科大学院用）	102

※ なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の法科大学院や個人等が明らかに特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で掲載した。）

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】
【法科大学院】

1. 基準及び解釈指針について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等の質を保証するために適切であった	1	9	3	1	0	14	3.71	0
		7%	64%	21%	7%	0%	100%		
機関1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等の改善を促進するために適切であった	1	10	2	1	0	14	3.79	0
		7%	71%	14%	7%	0%	100%		
機関1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	0	9	4	1	0	14	3.57	0
		0%	64%	29%	7%	0%	100%		
機関1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	1	11	2	0	0	14	3.93	0
		7%	79%	14%	0%	0%	100%		

【2: ある 1: ない】

		2	1	計	平均	未回答
機関1-	⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	6	7	13	1.46	1
		46%	54%	100%		
機関1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	3	10	13	1.23	1
		23%	77%	100%		

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	2	10	1	1	0	14	3.93	0
		14%	71%	7%	7%	0%	100%		
機関2-(1)	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	1	9	2	2	0	14	3.64	0
		7%	64%	14%	14%	0%	100%		

【2: 迷った 1: 迷っていない】

		2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	3	10	13	1.23	1
		23%	77%	100%		

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	④ 対象校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	2	10	1	1	0	14	3.93	0
		14%	71%	7%	7%	0%	100%		
機関2-(1)	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	2	11	0	1	0	14	4.00	0
		14%	79%	0%	7%	0%	100%		
機関2-(1)	⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	2	8	3	1	0	14	3.79	0
		14%	57%	21%	7%	0%	100%		

【2: 参考にした 1: 参考にしなかった】

		2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした	8	6	14	1.57	0
		57%	43%	100%		

(2) 訪問調査等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(2)	① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	9	2	2	0	14	3.64	0
		7%	64%	14%	14%	0%	100%		
機関2-(2)	② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	1	5	2	4	1	13	3.08	1
		8%	38%	15%	31%	8%	100%		
機関2-(2)	③ 訪問調査時に機構の評価担当者(事務担当者を除く。以下同様。)が質問した内容は適切であった	2	5	7	0	0	14	3.64	0
		14%	36%	50%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	④ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談を設けたことは適切であった	6	8	0	0	0	14	4.43	0
		43%	57%	0%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	⑤ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)の方法は適切であった	3	6	2	2	1	14	3.57	0
		21%	43%	14%	14%	7%	100%		
機関2-(2)	⑥ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)に係る時間配分は適切であった	3	8	2	0	1	14	3.86	0
		21%	57%	14%	0%	7%	100%		
機関2-(2)	⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	1	8	4	1	0	14	3.64	0
		7%	57%	29%	7%	0%	100%		

機関2-(2)	⑧ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	2	7	5	0	0	14	3.79	0
		14%	50%	36%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	⑨ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	2	7	3	2	0	14	3.64	0
		14%	50%	21%	14%	0%	100%		

(3)意見の申立てについて

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(3)	① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	2	9	3	0	0	14	3.93	0
		14%	64%	21%	0%	0%	100%		
機関2-(3)	② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった	3	8	2	0	0	13	4.08	1
		23%	62%	15%	0%	0%	100%		
機関2-(3)	③ 対象校からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	1	0	0	1	0	2	3.50	0
		50%	0%	0%	50%	0%	100%		

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1)評価に費やした作業量について

【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(1)	① 自己評価書の作成	7	7	0	0	0	14	4.50	0
		50%	50%	0%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	7	6	1	0	0	14	4.43	0
		50%	43%	7%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	③ 訪問調査のための事前準備	4	8	2	0	0	14	4.14	0
		29%	57%	14%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	④ 訪問調査当日の対応	4	7	3	0	0	14	4.07	0
		29%	50%	21%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	⑤ 意見の申立て	0	0	11	3	0	14	2.79	0
		0%	0%	79%	21%	0%	100%		

(2)機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(2)	① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	0	1	6	6	1	14	2.50	0
		0%	7%	43%	43%	7%	100%		
機関3-(2)	② 訪問調査のための事前準備	0	2	8	3	1	14	2.79	0
		0%	14%	57%	21%	7%	100%		
機関3-(2)	③ 訪問調査当日の対応	0	0	12	0	2	14	2.71	0
		0%	0%	86%	0%	14%	100%		
機関3-(2)	④ 意見の申立て	0	0	10	3	0	13	2.77	1
		0%	0%	77%	23%	0%	100%		

(3)評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(3)	① 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	1	6	5	2	0	14	3.43	0
		7%	43%	36%	14%	0%	100%		
機関3-(3)	② 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	2	5	5	2	0	14	3.50	0
		14%	36%	36%	14%	0%	100%		
機関3-(3)	③ 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	0	6	7	0	1	14	3.29	0
		0%	43%	50%	0%	7%	100%		

(4)評価のスケジュールについて

【2:適当 1:適当でない】

		2	1	計	平均	未回答
機関3-(4)	① 自己評価書の提出時期(6月末)は適当であった	12	2	14	1.86	0
		86%	14%	100%		
機関3-(4)	② 訪問調査の実施時期(10月下旬～12月上旬)は適当であった	13	1	14	1.93	0
		93%	7%	100%		

4. 説明会・研修会等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関4-	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	2	7	4	0	0	13	3.85	1
		15%	54%	31%	0%	0%	100%		
機関4-	② 説明会の内容は理解しやすかった	2	8	3	0	0	13	3.92	1
		15%	62%	23%	0%	0%	100%		
機関4-	③ 説明会の内容は役立った	2	5	6	0	0	13	3.69	1
		15%	38%	46%	0%	0%	100%		
機関4-	④ 自己評価担当者等に対する研修会の配布資料は理解しやすかった	3	7	4	0	0	14	3.93	0
		21%	50%	29%	0%	0%	100%		
機関4-	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	3	7	4	0	0	14	3.93	0
		21%	50%	29%	0%	0%	100%		
機関4-	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	2	8	4	0	0	14	3.86	0
		14%	57%	29%	0%	0%	100%		
機関4-	⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	4	5	5	0	0	14	3.93	0
		29%	36%	36%	0%	0%	100%		
機関4-	⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	0	0	7	0	0	7	3.00	0
		0%	0%	100%	0%	0%	100%		
機関4-	⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	1	7	5	1	0	14	3.57	0
		7%	50%	36%	7%	0%	100%		

5. 評価結果(評価報告書)について

(1) 評価報告書の内容等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関5-(1)	① 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	2	9	3	0	0	14	3.93	0
		14%	64%	21%	0%	0%	100%		
機関5-(1)	② 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等の改善に役立つものであった	2	8	3	1	0	14	3.79	0
		14%	57%	21%	7%	0%	100%		
機関5-(1)	③ 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであった	1	10	2	1	0	14	3.79	0
		7%	71%	14%	7%	0%	100%		
機関5-(1)	④ 評価報告書の内容は、対象校の目的に照らし適切なものであった	2	9	2	1	0	14	3.86	0
		14%	64%	14%	7%	0%	100%		
機関5-(1)	⑤ 評価報告書の内容は、対象校の実態に即したものであった	2	9	3	0	0	14	3.93	0
		14%	64%	21%	0%	0%	100%		
機関5-(1)	⑥ 評価報告書の内容は、対象校の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	2	4	8	0	0	14	3.57	0
		14%	29%	57%	0%	0%	100%		
機関5-(1)	⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	3	3	4	4	0	14	3.36	0
		21%	21%	29%	29%	0%	100%		
機関5-(1)	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	4	4	5	1	0	14	3.79	0
		29%	29%	36%	7%	0%	100%		
機関5-(1)	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	2	10	1	1	0	14	3.93	0
		14%	71%	7%	7%	0%	100%		

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

【2: している 1: していない】

		2	1	計	平均	未回答
機関5-(2)	① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	11	3	14	1.79	0
		79%	21%	100%		
機関5-(2)	② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している	10	4	14	1.71	0
		71%	29%	100%		

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関5-(3)	① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	2	11	0	1	14	3.00	0
		0%	14%	79%	0%	7%	100%		

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関6-(1)	① 対象校の教育活動等について全般的に把握することができた	5	7	2	0	0	14	4.21	0
		36%	50%	14%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	② 対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができた	4	6	3	1	0	14	3.93	0
		29%	43%	21%	7%	0%	100%		
機関6-(1)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	1	9	4	0	0	14	3.79	0
		7%	64%	29%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	0	8	6	0	0	14	3.57	0
		0%	57%	43%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑤ 対象校の教育活動等の改善を促進した	2	6	5	1	0	14	3.64	0
		14%	43%	36%	7%	0%	100%		
機関6-(1)	⑥ 対象校の将来計画の策定に役立った	2	5	5	2	0	14	3.50	0
		14%	36%	36%	14%	0%	100%		
機関6-(1)	⑦ 対象校のマネジメントの改善を促進した	2	5	4	3	0	14	3.43	0
		14%	36%	29%	21%	0%	100%		
機関6-(1)	⑧ 対象校の個人的な取組を促進した	0	8	5	1	0	14	3.50	0
		0%	57%	36%	7%	0%	100%		
機関6-(1)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	1	8	5	0	0	14	3.71	0
		7%	57%	36%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	2	7	5	0	0	14	3.79	0
		14%	50%	36%	0%	0%	100%		

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関6-(2)	① 対象校の教育活動等について全般的に把握することができる	4	6	4	0	0	14	4.00	0
		29%	43%	29%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	② 対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができる	5	5	3	1	0	14	4.00	0
		36%	36%	21%	7%	0%	100%		
機関6-(2)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	1	10	3	0	0	14	3.86	0
		7%	71%	21%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	1	6	7	0	0	14	3.57	0
		7%	43%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑤ 対象校の教育活動等の改善を促進する	4	4	5	1	0	14	3.79	0
		29%	29%	36%	7%	0%	100%		
機関6-(2)	⑥ 対象校の将来計画の策定に役立つ	2	5	5	2	0	14	3.50	0
		14%	36%	36%	14%	0%	100%		
機関6-(2)	⑦ 対象校のマネジメントの改善を促進する	2	6	4	2	0	14	3.57	0
		14%	43%	29%	14%	0%	100%		
機関6-(2)	⑧ 対象校の個人的な取組を促進する	2	5	6	1	0	14	3.57	0
		14%	36%	43%	7%	0%	100%		
機関6-(2)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	1	9	4	0	0	14	3.79	0
		7%	64%	29%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	3	5	6	0	0	14	3.79	0
		21%	36%	43%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	2	8	3	1	0	14	3.79	0
		14%	57%	21%	7%	0%	100%		
機関6-(2)	⑫ 対象校の教育活動等の質が保証される	3	5	5	1	0	14	3.71	0
		21%	36%	36%	7%	0%	100%		
機関6-(2)	⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる	0	6	7	0	1	14	3.29	0
		0%	43%	50%	0%	7%	100%		
機関6-(2)	⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	0	5	8	0	1	14	3.21	0
		0%	36%	57%	0%	7%	100%		
機関6-(2)	⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする	0	8	5	0	1	14	3.43	0
		0%	57%	36%	0%	7%	100%		

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価(機構の評価結果だけでなく、対象校における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。)を契機として課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項(または実施済みの事項)について

(省略)

(2) 今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定について(複数回答可)

- 1 対象校の広報誌に評価結果を掲載する。
- 2 対象校のウェブサイトで評価結果を公表する。
- 3 資金獲得のための申請書に記載する。
- 4 学生募集の際に用いる。
- 5 その他(具体的に)

1	2	3	4
2	14	1	2

9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関9-	① 前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	1	7	5	0	0	13	3.69	1
		8%	54%	38%	0%	0%	100%		
機関9-	② 前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	1	5	7	1	0	14	3.43	0
		7%	36%	50%	7%	0%	100%		
機関9-	③ 前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	0	2	10	1	1	14	2.93	0
		0%	14%	71%	7%	7%	100%		

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

【5:非常に良くなっている～3:どちらとも言えない～1:非常に悪くなっている】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関10-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	1	5	8	0	0	14	3.50	0
		7%	36%	57%	0%	0%	100%		
機関10-	② 基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	1	7	5	1	0	14	3.57	0
		7%	50%	36%	7%	0%	100%		
機関10-	③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	1	3	9	1	0	14	3.29	0
		7%	21%	64%	7%	0%	100%		
機関10-	④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適切なものとなった	0	4	8	1	1	14	3.07	0
		0%	29%	57%	7%	7%	100%		
機関10-	⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	1	3	8	2	0	14	3.21	0
		7%	21%	57%	14%	0%	100%		
機関10-	⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	1	2	10	0	0	13	3.31	1
		8%	15%	77%	0%	0%	100%		
機関10-	⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	2	4	8	0	0	14	3.57	0
		14%	29%	57%	0%	0%	100%		
機関10-	⑧ 対象校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	1	2	11	0	0	14	3.29	0
		7%	14%	79%	0%	0%	100%		
機関10-	⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	0	1	11	2	0	14	2.93	0
		0%	7%	79%	14%	0%	100%		
機関10-	⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	1	2	10	1	0	14	3.21	0
		7%	14%	71%	7%	0%	100%		
機関10-	⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	0	4	10	0	0	14	3.29	0
		0%	29%	71%	0%	0%	100%		

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】

【法科大学院】

1. 基準及び解釈指針について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を 保証するために適切であった	3	29	7	1	0	40	3.85	0
		8%	73%	18%	3%	0%	100%		
評1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善 を促進するために適切であった	3	28	7	2	0	40	3.8	0
		8%	70%	18%	5%	0%	100%		
評1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等につい て社会から理解と支持を得るために適切であった	5	24	10	1	0	40	3.83	0
		13%	60%	25%	3%	0%	100%		
評1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは 適切であった	8	26	6	0	0	40	4.05	0
		20%	65%	15%	0%	0%	100%		

【2: ある 1: ない】

		2	1	計	平均	未回答
評1-	⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	19	20	39	1.49	1
		49%	51%	100%		
評1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	5	35	40	1.13	0
		13%	88%	100%		

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 自己評価書について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(1)-	① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	3	21	15	1	0	40	3.65	0
		8%	53%	38%	3%	0%	100%		
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	5	21	13	1	0	40	3.75	0
		13%	53%	33%	3%	0%	100%		
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	2	19	14	5	0	40	3.45	0
		5%	48%	35%	13%	0%	100%		

(2) 書面調査について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(2)-	① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	4	26	7	2	0	39	3.82	1
		10%	67%	18%	5%	0%	100%		
評2-(2)-	② 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報 (客観的データ等)があればよかった	1	7	15	13	2	38	2.79	2
		3%	18%	39%	34%	5%	100%		

(3) 訪問調査について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(3)-	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切で あった	5	22	9	2	0	38	3.79	2
		13%	58%	24%	5%	0%	100%		
評2-(3)-	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	9	21	5	3	0	38	3.95	2
		24%	55%	13%	8%	0%	100%		
評2-(3)-	③ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員 等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面 談を設けたことは適切であった	22	16	0	0	0	38	4.58	2
		58%	42%	0%	0%	0%	100%		
評2-(3)-	④ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との 面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談) の方法は適切であった	9	23	5	1	0	38	4.05	2
		24%	61%	13%	3%	0%	100%		
評2-(3)-	⑤ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との 面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談)に 係る時間配分は適切であった	5	26	5	2	0	38	3.89	2
		13%	68%	13%	5%	0%	100%		
評2-(3)-	⑥ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を 得ることができた	7	23	6	2	0	38	3.92	2
		18%	61%	16%	5%	0%	100%		

評2-(3)-	⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった	9	23	5	1	0	38	4.05	2
		24%	61%	13%	3%	0%	100%		
評2-(3)-	⑧ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	22	13	0	1	0	36	4.56	3
		61%	36%	0%	3%	0%	100%		

(4) 評価結果について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(4)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	10	26	3	0	0	39	4.18	1
		26%	67%	8%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	② 第1章から第11章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	7	28	4	0	0	39	4.08	1
		18%	72%	10%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	7	21	10	1	0	39	3.87	1
		18%	54%	26%	3%	0%	100%		
評2-(4)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった	13	20	6	0	0	39	4.18	1
		33%	51%	15%	0%	0%	100%		

3. 研修について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評3-	① 研修の配付資料は理解しやすかった	6	17	10	1	0	34	3.82	6
		18%	50%	29%	3%	0%	100%		
評3-	② 研修の説明内容は理解しやすかった	5	14	13	1	0	33	3.7	7
		15%	42%	39%	3%	0%	100%		
評3-	③ 研修の内容は役立った	6	15	8	3	1	33	3.67	7
		18%	45%	24%	9%	3%	100%		
評3-	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	4	12	14	3	0	33	3.52	7
		12%	36%	42%	9%	0%	100%		
評3-	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	4	17	9	3	0	33	3.67	7
		12%	52%	27%	9%	0%	100%		

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量について

【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	12	24	4	0	0	40	4.2	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	1	15	22	0	0	38	3.45	2
		3%	39%	58%	0%	0%	100%		
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	10	21	3	0	35	3.26	5
		3%	29%	60%	9%	0%	100%		

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(2)-	① 自己評価書の書面調査	1	7	23	7	0	38	3.05	2
		3%	18%	61%	18%	0%	100%		
評4-(2)-	② 訪問調査への参加	0	7	30	1	0	38	3.16	2
		0%	18%	79%	3%	0%	100%		
評4-(2)-	③ 評価報告書原案の作成	2	6	26	1	0	35	3.26	5
		6%	17%	74%	3%	0%	100%		

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(3)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	3	25	10	2	0	40	3.73	0
		8%	63%	25%	5%	0%	100%		
評4-(3)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	2	23	12	3	0	40	3.6	0
		5%	58%	30%	8%	0%	100%		

評4-(3)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	3	18	18	1	0	40	3.58	0
		8%	45%	45%	3%	0%	100%		

(4) 評価作業にかかった時間数について

		計	平均	1校当たりの平均	未回答
評4-(4)-	① 自己評価書の書面調査	37	22.8 時間	11.4 時間/1校	3
評4-(4)-	② 訪問調査の準備	36	7.97 時間	3.99 時間/1校	4
評4-(4)-	③ 評価結果(原案)の作成	31	6.63 時間	3.31 時間/1校	9

5. 評価部会等の運営について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	11	22	5	0	0	38	4.16	2
		29%	58%	13%	0%	0%	100%		
評5-	② 部会運営は円滑であった	15	20	3	1	0	39	4.26	1
		38%	51%	8%	3%	0%	100%		

6. 評価全般について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評6-	① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	5	22	12	1	0	40	3.78	0
		13%	55%	30%	3%	0%	100%		
評6-	② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	5	24	8	3	0	40	3.78	0
		13%	60%	20%	8%	0%	100%		
評6-	③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	4	15	18	3	0	40	3.5	0
		10%	38%	45%	8%	0%	100%		
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	5	25	8	2	0	40	3.83	0
		13%	63%	20%	5%	0%	100%		
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	6	19	10	5	0	40	3.65	0
		15%	48%	25%	13%	0%	100%		
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	16	19	2	3	0	40	4.2	0
		40%	48%	5%	8%	0%	100%		

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評7-	① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	4	8	21	1	0	34	3.44	6
		12%	24%	62%	3%	0%	100%		
評7-	② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	3	8	22	1	0	34	3.38	6
		9%	24%	65%	3%	0%	100%		
評7-	③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	2	2	29	1	0	34	3.15	6
		6%	6%	85%	3%	0%	100%		

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
（法科大学院）

1. 基準及び解釈指針について

⑤ 自己評価しにくかった基準又は解釈指針について

（第1章 教育の理念及び目標）

- ・ 基準1-1-1 本法科大学院は本学全体の教育理念に遡ることで、あまり問題はなかった。しかし、法科大学院独自に別途目的を掲げている部分もあり、どこまで言及すべきかが難しかった。

（第2章 教育内容）

- ・ 2-1-3（実務家と研究者が共同で担当している等のため、どの科目区分に分類すべきか判断が困難な科目があったため）
- ・ 解釈指針2-1-2-1、2-1-3-1に関して、基本七法分野を対象とする授業科目がどのような授業内容であれば展開・先端科目に該当するものと判断されるのか（例えば研究者養成目的の科目がどうか）、「法科大学院認証評価に関するQ&A」の記述をみても、なお判然としないところがあった。
- ・ 基準2-1-1
基準2-1-9

（第3章 教育方法）

- ・ 解釈指針3-1-1-1に関して、法律基本科目以外の科目について、学生数何名までならば適切なクラス規模と判断されるのか、判然としない。

（第4章 成績評価及び修了認定）

- ・ 基準4-1-1 追試験、再試験の実施について受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないよう特に配慮されていることが求められているが、「不当に利益又は不利益」の内容について例示していただきたい。
- ・ 基準4-2-1に関して、今回の認証評価のプロセスでは、（1）ウ本文かっこ書き「（アのただし書により30単位を超えてみならず単位を除く。）」の適用をめぐって、貴機構の理解にゆらぎがあったように見受けられる。
- ・ 解釈指針4-1-2-2、同4-2-1-2。

（第6章 入学者選抜等）

- ・ 6-2-3

（第8章 教員組織）

- ・ 解釈指針 8-3-1-1 に関して、専任教員の授業負担にリサーチペーパーの単位数を算入しなければならないことが、判然としなかった（前回の認証評価では、リサーチペーパーの単位数を算入せずに授業負担を計算していたところ、貴機構から特段の指摘を受けることがなかったため）。
- ・ 8-2-1

（第 11 章 自己点検及び評価等）

- ・ 基準「11-2-1」、解釈指針「11-2-1-1」の(11)「修了者の進路及び活動状況について」。

⑥ 重複する基準又は解釈指針について

（第 2 章 教育内容）

- ・ 基準「2-1-2」と「2-1-6」「2-1-7」「2-1-8」については、一部において、実質的に重複するようにも思われる。

（第 6 章 入学者選抜等）

- ・ 6-2-2 と 6-2-3。

（その他）

- ・ 既修者認定試験に関する事項が、4-3 と第 6 章にあり、どちらに書くべきかを悩んだ。

○ 基準及び解釈指針についての意見、感想等

- ・ 基準や解釈指針の表現が多義的で分かりにくいものがあつた。特に、単位数の数え方について、2 単位とするには、（試験を除く）講義 14 回で足りるのか、15 回必要なのかは、最後まで分からなかった。

法科大学院を取り巻く環境が厳しさを増している中、基準や解釈指針の根本的な見直しが必要ではないかと思われる。例えば、入学者選抜に関する部分は、法科大学院志願者の激減に対応したものとする必要があると思われるし、教育内容についても、現実の学生のレベル・意識に対応したものとする必要があるのではないか。

- ・ 8-2-2 は、「8-2-2：重点基準 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。」と定めており、研究者教員については当該分野について研究業績があることが「適切に指導できる」ことの要件とされていると理解している。

しかし、「法律基本科目」の中には、その科目として独立しているものばかりではなく、研究者教員が担当する授業をサポートするための付随的な科目もありえ、そのような科目については当該分野について研究業績がない者でも、法律家として一定の訓練を受けているのであれば、適切な指導は可能であると考えます。

研究者教員が担当する「法律基本科目」をサポートするための「法律基本科目」についての基準

がない（基準が欠けている）点は適切ではないと考える。

以上のような点があるため、質問事項①～④は「2」としたが、以上のような点を除けば「3」または「4」でよいと考えている。

- ・ 解釈指針2-1-2-1、2-1-3-1に関して、基本七法分野を対象とする授業科目についても、その授業内容が高度に発展的・応用的な場合には展開・先端科目に該当するという取扱いを願いたい。最先端の研究成果に基づく高度の理論教育は、本法科大学院が指導的法律家の養成という目的を追求し、研究者・教員養成という特別の役割を果たす上で、必要不可欠である。
- ・ 基準2-1-6に関して、(4)イに例示された「法律意見書・調査報告書」の作成及び添削指導を内容とする授業科目は、法文書作成の授業科目として、当然に「法律実務基礎科目」に科目区分されるべきではないか。
- ・ 解釈指針3-1-1-1に関して、法律基本科目以外の科目について、もっぱら学生数を基準として適切なクラス規模を判断することは、不適切ではないか。例えば、基本的な知識と定着を主な目的とする講義形式の授業や個別の添削指導を行う法文書作成の授業において、クラス規模を100名以下とすることが教育効果の向上に結び付くとは思われない。
- ・ 解釈指針8-3-1-1に関して、専任教員の授業負担にリサーチペーパーの単位数を算入するという取扱いは、改められることを求めている。リサーチペーパーの指導に係る授業負担は、通常の授業のそれと並ぶようなものではない。また、本法科大学院が研究者・教員養成という特別の役割を果たす上では、各分野の応用・先端科目についてリサーチペーパー科目を複数設定しておくことが極めて有意義であるところ、上記の取扱いが制度上の妨げになっている。
- ・ 解釈指針11-2-1-2が、専任教員の学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料の公表が望ましいとしている点は、再検討を願いたい。法科大学院の「教育活動」に関する評価にあたって、教員の「学外」での活動はなんらの意味も持たないはずである。また、専任教員に関して、一方で、解釈指針8-3-1-1において授業負担数の厳格な上限を定めつつ、他方で、解釈指針11-2-1-2を通じて学外での活動を奨励することは、矛盾しているのではないか。
- ・ 基準で設定された客観的な基準を順守しているだけでは、教育の質を保証することはできないはずである。認証評価を「教育の質の保証」のための制度にするためには、個々の授業のあり方を検証するような評価手法を取り入れるべきではないかと考える。
- ・ 全体として基準が多すぎるように思われる。精査のうえ、精選されることを希望する。
- ・ 設置目的や教育理念については、特に変化があった場合はともかく、そうでなければ、前回の評価において評価済みと考えられるので、改めて評価対象とする必要はないようにも思われます。

「11章 情報の公表 基準11-2-1」では、例えば、「解釈指針11-2-1-1」の事項を掲載した「自己点検評価報告書」が法科大学院のウェブサイトからアクセスできる場合には、十分に情報が開示されていると解釈すべきではないでしょうか。
- ・ 解釈指針「11-1-1」(6)および「11-2-1-1」(11)における「修了者の進路及び活動状況」の定義規定が、解釈指針「1-1-2-1」に置かれているが、規定の整序として、かなり離れているため、分かりにくく、参照しにくかった。定義規定をはじめにまとめるか、(定義につい

て)「～参照」とするなど、一定の工夫の余地があるように思われる。

- ・ (1) 認証評価も法科大学院制度発足以来、複数回実施されており、内容も定型化されてきているので、基準や指針を過不足のないものとして予め明示し尽くすべきであり、評価委員の思いついた事項を事後的に追加するのは、評価を受ける側として対応に苦慮し、効率性も損なうものと思われる。

(2) 全体として、もっと簡略化してもよいと思う。細かな基準等は、教育の自主性を損なう可能性がある。また、全体的に必要な情報が散在している。該当章の基準及び解釈指針を確認しながら資料を作っても、「Q&A」に注意が載っているだとか、別の章に「以下同じ」と記載されているだとかで、これで必要な情報を見落とさないというのは困難が伴う。作業担当者にとっては、自己評価書中のある章について作成している時に、この資料の該当章部分1箇所だけ確認していればよいという資料が1つある方が作業上有用である。たとえば基準及び解釈指針について留意事項があるのであれば、「Q&A」などの形をとらず、基準及び解釈指針に直接付記する(もしくは直接付記した資料を別途作成する)など配慮願いたい。
- ・ 法科大学院認証評価における定員充足率等に関する貴機構としての方針について、3月11日の貴機構内の法科大学院認証評価委員会で決定されているが、各大学宛に通知があったのは6月11日付であり、その方針が今回の評価に取り入れられている。自己評価書の提出締切は6月末日であり、周知期間が短いと思われる。
- ・ 内容および自己評価のしやすさに関して、おおむね適切であると感じた。

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

③ 自己評価書に添付する資料で迷った点について

- ・ 分量の制限が厳しく、どこまでを資料として添付すべきか、悩んだ。
表がいいのか、グラフがいいのか、悩んだ部分もある。
- ・ 資料が要求されている内容に完全に合致するものであるのかどうか、必ずしも確信が持てるものばかりではなかったため。
- ・ 基準「1-1-1」および基準「6-1-1」において(基準「2-1-1」についても同様の問題がある)「理念及び目標」を明確にするための資料として、HP、パンフレット、募集要項および履修規程においてほぼ同内容の記載があるが、どの基準についてどの資料を添付するかについて、若干の選択の余地があり迷った。

○ 自己評価についての意見、感想等

- ・ 基準・解釈指針とも、概ね意味の理解しやすい内容となっていた。
なお、根拠となる資料・データは、手元で別ファイルとして作成しているものばかりであり、文中に組み込むために多大の作業量を要することが多い。資料の内容を地の文として自己評価書のな

かで表現し、更に詳細な情報が必要な場合は別添とする、という取扱いを原則とすれば、むしろそのほうが読者にとっては読みやすく、また、作業量も大幅に削減できるのではないかと考えられる。

- ・ 自己評価書を作成する側の全くの希望としては、現在の2割増程度である。しかし、法科大学院毎に自己評価書の分量がまちまちであることは問題であり、字数制限はやむを得ないと解している。
- ・ 自己評価書作成の前年度に、法科大学院認証評価の基準を意識した全般的な自己点検評価を実施したため、比較的スムーズに自己評価書を作成することができた。
- ・ 教員組織調査について、対象となる各教員について、提出データの分類・編集がきわめて煩雑であり、そのための確認作業に多くの時間を費やすこととなった。各教員の基礎データのみ提出だけで十分にならないか、状況の改善について前向きに検討されることを強く希望する。
- ・ 各大学同様、本法科大学院においても、今回は二巡目の認証評価であり、その間にも自己評価を行ってきているため、自己評価の実施についての一定のノウハウの蓄積がなされて来ている。そのため、自己評価にかかる労力は、前回よりも、一定程度軽減されてきたとの見方もできるであろう。

もっとも、基準および解釈指針はほぼ十分に整理されかつ網羅されたものであり、認証評価という目的に照らして、大幅な状況の変化がない限り、これ以上基準および解釈指針が増えることのないことを願うものである。

なお、自己評価にあたっては、「法科大学院認証評価に関するQ&A」および「自己評価方法等について―基準ごとの分析―」が大変参考になった。中でも、基準ごとの分析における〈過去の評価における事例〉の記述は、自己評価にあたり、組織的な決定をする上で説得力のある資料として、役に立った。

- ・ 基準及び解釈指針に基づいて組織全体にわたって慎重に見直す機会が設けられることは好ましいことだと思う。

(2) 訪問調査等について

① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容の適切でなかった点について

- ・ 資料を添付し、あるいは自己評価書に書き込んであるにもかかわらず、極めて些末としか思えないような事項について、再三にわたって問い合わせ等があり、困惑した。自己評価書及び添付資料をきちんと読み込んでから問い合わせ等を行っていただきたい。
- ・ 書面による分析状況に基づいて詳細な追加質問がなされたが、些末と思われる事項についてまで細部にわたる内容であったため、かなり当惑しました。

特に、いわゆる「共通的到達目標」に関連して、繰り返し質問がなされましたが、その意図が判然とせず、訪問調査においてもはっきりしなかったことから、今もって釈然としません。

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容の適切でなかった点について

- ・ 「演習」を法律基本科目とはしていない理由の説明が求められた。しかし、法律基本科目とそれ以外との区別は必ずしも明らかではない。Q&AのQ16へのAでは、(たとえ発展的応用的であっても)「基本分野」「解釈理論」にとどまれば法律基本科目であり、他方で解釈理論の枠を超えて、例

えば比較法的見地に及べば法律基本科目ではなくなるとの説明がされている。しかし、この両者の区別は明らかではないので、どのような説明をすべきか迷った。また、法律基本科目についての「演習」において、当該科目にかかる実定法の単なる解釈理論しか扱わないということは想定しがたく、他分野との交錯、実務との架橋、あるいは歴史的比較法的考察にも及ぶのが一般であり、むしろ法律基本科目として分類できるものの方が例外的である。

- ・ 前回の認証評価と比べて、今回の認証評価における「訪問調査時の確認事項」は、質問事項や提出資料の分量が倍増している。多数の授業についてすべての授業資料の提出を求められたが、評価部会において適切に絞り込むことができたのではないか。また、質問事項についても、評価結果の内容にほとんど影響しないと思われる事項が含まれていた。
- ・ 個別の授業科目における成績評価に関して、成績分布基準からの乖離や点数計算方法の齟齬を指摘する質問を多数受けたが、それらの指摘・質問は、いずれもわずかな乖離や齟齬を取り上げており、あたかも、貴機構が極めて形式的な方法での成績評価や点数計算を望んでいるという印象を与えるものであった。
- ・ 後期開講の授業科目において、認証評価の実施年度の授業担当者とその前年度の担当者が異なる場合に、どちらの年度の授業資料を提出すべきかが、不明瞭だった。そのため、貴機構にも問い合わせた上で評価実施年度の授業資料（数回分しかない）を提出したところ、訪問調査の最終段階に至って、前年度分の授業資料の追加提出を求められた。
- ・ あまりにも細部にまでわたると思われる確認事項の提示、追加回答の要求および回答期間の限定により、教職員の事務的負担が必要以上に過大なものになったという印象を受けた。
- ・ 類似の質問が繰り返し提示され（例えば「共通到達目標モデル」への対応状況）、その理由がよくわからず困惑しました。
- ・ もっと早い段階で確認できたであろう事項が直前まで五月雨式に寄せられた印象である。口頭で通知される確認事項は内容の把握に苦慮するものが多く、非効率な作業を行うこととなった。

⑤ 訪問調査の実施方法の適切でなかった点について

- ・ 特に、一般教員や在学生・修了生への面談は適切に終了したと認識している。
- ・ 基準2-1-3に関して、評価部会が、訪問調査の結果として、個別の授業科目の科目区分が適切でない旨を指摘する場合には、あらかじめ、授業担当教員または法科大学院責任者から説明を聴取する手続をふむべきではないか。今回の訪問調査では、評価部会が授業担当教員等から説明を聴取しないまま、授業資料のみに基づいて、科目区分が適切でない旨の訪問調査結果を示されたために、「訪問調査結果の説明」後になって重大な事実誤認が判明し、部会判断が留保される事態に陥ったケースがあった。
- ・ すでに法科大学院を修了して所在が本学外にあり、それぞれの生活に多忙である修了生についてまで、多くの数にのぼる面談対象者を募ることを求められたことは、関係者に大きな負担を与えた。それだけの人数について面談をする必要があったのか、評価目的との関係において、その求める理由が十分に明らかにされていないように思われた。

- ・ 授業を視察するのであれば、十分な時間をとって行うべきであり、冒頭の15分程度見て評価するのは、手続的に見て妥当性を欠くように思われ、視察を受ける教員としても納得がいかないものと思われる。

⑥ 訪問調査の実施内容に係る時間配分の適切でなかった点について

- ・ 授業の後半で扱った事項であるにもかかわらず、授業の冒頭のみを視察して、当該事項について内容が足りていないといった指摘を行う評価は適正手続の観点から見て、改善すべきである。

○ 訪問調査等についての意見、感想等

- ・ 訪問調査で確認したいと言われた事項について、関係する教員がすでに退職していたり、他大学に異動していたことがあったため、この点について、対応に困った。
- ・ 本法科大学院は、「適合」ではあるが、全体に厳しい評価を受けたと認識している。評価の多くは、本学の教員・非常勤講師の問題であると受け止めている。
- ・ 「訪問調査結果の説明」について、訪問調査結果を、口頭で説明するだけでなく、文書（メモでもよい）のかたちでも対象校に示すことができないか、検討していただきたい。
- ・ 今回の訪問調査において、評価部会では、「訪問調査結果の説明」にあたり、複数の科目について基準2-1-3（科目区分の適合性）に関する判断を留保された。評価部会が授業資料等の追加提出を求めて慎重に判断されたことには賛意を表するが、科目区分は次年度のカリキュラム編成の前提となるため、訪問調査の段階で部会判断を示すことができるように、訪問調査の手順・方法をさらに工夫されることを望みたい。
- ・ 面談等では、ほとんど主査の方が発言していた。せっかくの機会であるので、各委員の先生方と、もう少し率直な意見交換ができた方がよかったのではないかと思う。
- ・ 書面調査においても訪問調査においても、全く言及も質問もなかった点について、評価書（案）でいきなり指摘事項として指摘された点がありました。仮に、訪問調査の段階で言及できなかったのであれば、少なくとも評価書（案）作成前の段階において、反論の機会を設けて説明を聞いて欲しかったと思います。この点について異議申立てをすることになったのは、非常に残念でした。

訪問調査のために来校された機構の評価担当者の中に、書面調査によって容易に理解できるはずの事項についての理解が不十分であるため、法科大学院関係者との質疑応答に齟齬を来したことがありました。

- ・ 以下、関連すると思われる点について若干の意見を述べる。

第一に、「訪問調査時の確認事項」として示されたものの中に、「共通的な到達目標モデル」に関連する確認事項が複数存在した。訪問調査においてもこの点について入念に確認がなされた。もっとも、基準および解釈指針において明確に示されていたわけではないためか、最終的な評価結果においては、この点について直接的な言及はなかった。今後、自己評価を行う際に、どの程度の重きをおいて取り扱えばよいかについて、今回の評価からは、明確な指針が得られないように感じている。

第二に、「訪問調査時の確認事項」「授業評価アンケートの集計に際して、自由記述欄の公表はどのようにされているのか、また、当該コメントに基づき授業改善等がされた事例があれば説明願いたい。」というものがあつた。前回は同様の質問がなされているが、回答までの時間に制約がある中で、意見を集約することに限界がある。毎回同様の質問がなされるのであれば、もう少し早い段階で確認事項として示されても良いように思う。

第三に、「訪問調査時の確認事項」として示されたものの中に「進級要件によると1年次必修科目をすべて修得しない者も2年次への進級が認められることになり、1年次の必修科目を修得しないまま2年次の授業科目を履修させることになるが、段階的な教育を実施する上で、貴法科大学院としての考えを説明願いたい。」というものがあつたが、多くの法科大学院では同様のシステムをとっているのではないかと推察され、趣旨を確認する必要があるか疑問である。

- ・ 事前の通知内容や訪問調査の実施内容等は、適切かつ有意義なものであつたと思う。

(3) 意見の申立てについて

① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールの適切でなかった点について

- ・ やむを得ないが、期間がやや短く、事実上不可能であると思われる。
また、訪問調査後に速やかに実施した改善の成果を評価して頂けるように希望する。

③ 意見の申立てに対する機構の対応で適切でなかった点について

- ・ 申立てに対する判断につき、反論の機会が全くないまま結論のみが評価書に記載されたことについて、不満が残りました。

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量について

○ 評価に費やした作業量についての意見、感想等

(具体的にどのような作業において作業量が大きかったかについて)

- ・ 評価書の本文を作成したうえで、それに対応する資料を探し、添付することになるが、それぞれの担当者は異なったり(教員と事務など)、複数の教員から資料の提出を求めたりすることになり、作業が中断しがちになるため、編集作業の時間が膨大になった。
- ・ 自己評価書の作成は、それぞれの委員会の長たる教員に基本的な原稿の執筆を依頼したが、これを揃え、形式を整え、質問と回答の齟齬をなくすのに相当の労力を必要とした。そこから完成に至るまでの時間は非常に短く、相当にハードであった。

「訪問調査時の確認事項」への対応も、準備期間が短く非常に困難であった。

- ・ 文章及び資料の作成、調整。
- ・ 多数の項目にわたる資料の集積、整理、確認作業の膨大さ、多数の確認事項への即時の対応において、過大な作業量であった。

- ・ 確認事項が詳細にわたり、細かな資料提示を要求されたことから、その調査と資料選定に多大な時間を要しました。
 - ・ 説明資料からは必要とされていることが読みとれない細かな質問や指示が、期日も十分に用意されず寄せられて、対応に苦慮した。
 - ・ ① 自己評価書の作成については、数値資料の作成・確認と、教員組織調査に係る資料の作成が大きな作業量になった。
 - ・ ② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応については、多数の授業科目に係る授業資料の提出準備と、多数の関係教員に対する照会・調査が、重い作業負担になった。
 - ・ ④ 訪問調査当日の対応については、多数の質問に対して短時間のうちに書面での回答を要求されたことが、大きな作業負担となった。
 - ・ 自己評価書の作成については、内容面については、二巡目の評価であることから前回と比べると比較的スムーズに作業が進んだように思われる。もっとも、前回の基準から改訂された基準等もあり、全体としてみると、作業量が少なくなったという印象もない。
- 章ごとに分担執筆をし、また、添付資料の貼り付けについては、原則として事務職員が携わったため、最終的なとりまとめの段階で、各章ごとの用語の統一等や書式の統一が必要となる。そのため、とりまとめ役の教員の作業量はどうしても大きくならざるをえないし、さらに実務作業を一手に引き受ける事務職員に、かなりの作業量の負担がかかることとなる。
- 「訪問調査時の確認事項」への対応については、その作業量もさることながら、回答のために費やすことのできる時間にかなり制限があるため、感覚的に「とても大きい」を選択した。
- 具体的な一例および改善策の提案については、記載済みである。
- 「訪問調査当日の対応」については、面談や訪問調査と同時並行的に資料収集（追加資料の提出の要望など）が行われるため、作業量が「とても大きい」を選択した。もっとも、本法科大学院のような比較的小規模の法科大学院においては、担当教員の数も限定されるため、一人あたりの作業量が大きくなっている点は否めない。
- ・ 多岐にわたる評価基準、解釈基準に対応した自己評価報告書の作成にあたり、複数の担当者が分担して作成をおこなったため、内部的な取りまとめや内容の調整、校正、資料の準備等の作業に多くの時間が必要となった。
 - ・ 作業量は決して少ないものではなかったが、許容できる範囲のものであった。日ごろから基準等を意識して組織運営を行うことの重要性を再確認した。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

○ 機構が設定した作業期間についての意見、感想等

- ・ 作業時間については、概ね適切であったと考える。
- ・ 年間スケジュールを考えると、このハードさはやむを得ない。しかし、担当者としては非常に大変であったというのが率直な感想である。
- ・ ① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応については、質問項目や提出

資料が膨大であったため、設定された作業期間がまったく足りなかった。

- ・ 期間の長短より、評価目的との関係において、求める作業量の縮減を希望する。
- ・ 確認事項に対する対応のための作業期間がやや短かったように思われます。
- ・ 「訪問調査時の確認事項」については、対応可能な日数が非常に限定されているように感じた。できるだけ期限より前に提出するように促されているし、また、追加の確認事項もあり、スケジュール的にかなりタイトである印象を受けた。なお、具体的な改善策の提案については、記載した通りである。
- ・ 訪問前日まで同じような質問が整理されないまま、五月雨式に寄せられ、事務職員の超過勤務を生じた。具体的には、訪問調査のあった11月時点で36協定に定める超過勤務時間を超過してしまい、認証評価以降、必要な超過勤務を命ずることができなくなる事態となった。通常の教育業務への支障が大きいというのが実感である。また、訪問調査にあたっては種々の準備が必要であるが、質問事項への対応に追われ、十分な時間を確保することができなかった。「訪問調査時の確認事項」に回答した後にさらなる質疑応答が想定されるのであれば、それも含めて訪問調査の1週間前までには全てのやりとりを終えることができるよう作業期間の設定をお願いしたい。
- ・ スケジュール的にはこれ以上確保することは難しいと思われるが、もう少し時間的な余裕があればと感じた。事前に事務的な連絡をいただけたので、準備できるところは早期に準備を始められた点はよかった。
- ・ 作業期間については、ほぼ適切であったと思う。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

○ 評価作業に費やした労力についての意見、感想等

- ・ 評価作業それ自体は、今後の教育活動等に役立てる目的意識のもとに行えば、有益なものと思われる。しかし、そのような目的意識を全教員で共有することは、なかなか困難である。
- ・ 自己評価書の執筆や訪問調査への対応を行うのは、法科大学院の教員及び事務職員であり、これらの教員・事務職員は評価作業に専従しているわけではないのはもちろんであって、学生に対する教育の準備や研究、あるいは教育の支援に本来であれば充てられるべき時間を割いて評価作業を行っている。

評価作業の設計や、評価制度を運用するための人員・資源の配分が、このように現場で評価作業のために割かれる膨大な労力を十分に考慮したものとなっているかどうかについても評価が必要であると感じた。

- ・ 評価を得ることにより、なんとなくこれまで通りでよいという意見を封じることができ、組織の引き締めにも役立っている。しかし、労力はあまりにも大きく、かつ、特定の教職員に集中しがちである。
- ・ 評価の目的とするところが重要であるので、法科大学院側としても相応の負担はやむを得ないと考えているが、次回以降、事務作業の労力が多少でも軽減されるような改善を望みたい。
- ・ 1回目の受審時と比べ、経験が蓄積されていたので、費やす労力は、全体としては減ったと思う。

ただし、5年ごとの受審に備え、その経験を継承していかなければならないので、あらたに作業に加わった教員にとっては、相当な負担になったと思われる。

- ・ 小規模校においては、評価作業担当者（とりわけ事務職員）の人数が限られているため、特に負担が大きいように思われます。
- ・ 評価作業に費やした労力は、自己評価書のとりまとめ作業を行った数名の教員と、添付資料の作成や貴機構との連絡調整を担当した事務職員に、負担が集中することになる。組織的な観点からすれば必要な負担であるものの、負担が集中した者にとってはそのように言い切れない側面もあるように思われる。
- ・ 法科大学院の教育業務に対して支障となる事務量であり、過度な回答要求が存在すると考えられる。
- ・ 多くの労力を費やしたものの、得られたものとの対比において適切なものであったと思う。

（４）評価のスケジュールについて

○ 評価のスケジュールについての意見、感想等

- ・ 自己評価書の提出時期は、7月にして頂くか、提出後の修正を認めて頂けると幸いであった。年度進行の関係で、4月の新年度スタートから短期間に完成させるのは困難であった。
- ・ 平成25年度前期時点でのデータ確認等について、時期が厳しすぎる。せめて7月末にされること希望する。
- ・ 今回は、入学試験の直後に訪問調査が行われたため、対応にあたった職員の負担が重くなったように思います。今後は、可能な限り、評価対象校の入学試験の時期などに配慮していただくようお願いしたいと思います。
- ・ あらかじめ周知されたスケジュールであり、それに基づいて作業を進めたため、特に意見はない。あえていうならば、自己評価書の提出時期が年度初めをずらして（4月や5月でなく）、6月末に設定されているのは、適切といえるのではなかろうか。
なお、訪問調査の実施時期については、入試日程とのバッティングが懸念されるが、これについても、あらかじめ事前に調整の連絡がなされており、特に問題はない。
- ・ 教授会開催日であることを事前に伝えたにもかかわらず、同日に訪問調査が行われ、事務体制上極めて不都合な日程を余儀なくされた。事前の日程アンケートの趣旨を再考いただきたい。
- ・ 評価のスケジュールは適切であったと思う。

4. 説明会・研修会等について

○ 説明会・研修会等についての意見、感想等

- ・ 評価の準備にあたっては、研修会で配布された「法科大学院認証評価に関するQ & A」が非常に有用だったので、今後、いっそう内容の充実を図っていただきたい。
- ・ ⑨について、前年度の説明会において個別にした質問に対していただいた回答が誤っていたため、

評価作業に混乱を来した。

- ・ 研修会で配布された資料である「法科大学院認証評価に関するQ&A」および「自己評価方法等について―基準ごとの分析―」は、大変参考になった。
- ・ 新しい基準の説明等は、次年度受審校向けの説明と一体化せずに、必要な部分だけを聞けるようにしてほしい。

5. 評価結果（評価報告書）について

（1）評価報告書の内容等について

⑧ 評価報告書の構成及び内容のわかりにくかった点について

- ・ 具体的な改善箇所が評価報告書からはわからず、改善の内容がどの科目のことを指しているのか、電話で改めて問い合わせを行う必要が生じた。具体的に記述を行うよう留意いただきたい。

○ 評価結果（評価報告書）についての意見、感想等

- ・ 「適合」の評価を得、そのように報じられたことは感謝している。
- ・ 【改善すべき点】の指摘において「一部の授業科目において…」という記述がなされていたところ、「書面調査による分析状況」「訪問調査時の確認事項」等と照らし合わせても、そこにいう「一部の授業科目」が何を指すかがはっきりしなかった。対象校に対しては、（評価報告書の記述を補足するかたちで）具体的科目名まで通知することが望ましいのではないかと。
- ・ まず、特色ある点として、「中小企業法」および「中小企業向け法律相談」のプログラムが、本法科大学院の養成しようとする法曹像に合うものとして評価されたことは、本法科大学院独自の取り組みが積極的に評価されたものであり、大変意義があると思われる。第三者機関により、このように肯定的な評価がなされたことは、学内における予算折衝等において一定の意義を有することが期待され、ひいては本法科大学院の教育活動に継続性と有意な効果をもたらすものと思われる。

また、改善すべき点とされた点の多くは、評価活動や訪問調査等を通じて、本法科大学院としても、その改善の必要性について一定程度認識されたものであったため、不意打ち的な印象はもつことはなかった。

もともと、率直な感想として、あっさりとした評価結果であるような印象を受けた点もある。例えば、研究専念期間については、体制としては整備されているものの、実際に取得した教員はいない。もともと、そのことは、本学が比較的小規模であり、教員数に限りがあるためであって、そのことも含めて総合的に考慮して基準が満たされているという評価も可能であったように思われる。

- ・ 是正されるべき点、優れた点、留意すべき点、改善すべき点のすべてについて、適切な判断がなされていると思う。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

○ 自己評価を行ったことによる効果・影響に関連しての意見、感想等

- ・ 自己評価の実施による効果は、究極的には、個々の教員の意識によると思われる。
- ・ 訪問調査等に対応した教員の認識は非常に高まり、長期的な改善計画を掲げ、指摘事項は速やかに改善しなければならないことの認識は高まった。
- ・ 自己評価書作成担当者の意識は改善されたと思われませんが、その認識を（非常勤講師を含めた）評価担当者以外の教員の共通認識とすることが、今後の課題であろうと思われる。
- ・ とすると、大学院における教育の内容については、教員の裁量の範囲が大きいものとなりがちであるが、専門職大学院である法科大学院においては、厳格な成績評価を行うため、教育内容および成績評価方法等について、一定の共通認識に立つことが要求されている。

日頃の教育活動において、このことは従前から教員間で一定の理解はあるものの、自己評価活動を通じて、そのことを再認識する契機となったものと思われる。

また、法科大学院の専任教員だけでなく、兼任教員や兼任教員にも、上記の点について、意識の徹底をはかるといふ点で、よい機会になったものと思われる。

なお、各種規程を精査する中で、単純な誤植、改廃の脱漏、および用語の不統一などについて見直す機会となった。さらには、機構の評価結果にはあらわれないものの、自己評価作業を通じて、いくつかの今後検討すべき課題について共通の認識を持つことができた。

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

○ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連しての意見、感想等

- ・ 「適合」の評価は、多くの法科大学院の存続にとって必要条件である。一方で法科大学院受験生総数の減少が、法科大学院側の存続の努力を無にしている面は否めない。認証評価が法科大学院の品質保証に役立っている点を、機構としてもアピールして頂きたいと思う。
- ・ 機構による評価への対応を通じて、法科大学院の現状を見直すことができ、今後の運営を考える良い機会となったと思います。
- ・ 基準に適合しているとの評価を受けたことは、本法科大学院が一定の水準に達していることを、在学生や受験生に対して説明する際の一つの重要な証左になるものと思われる。

もっとも、基準に適合していることについてのマスメディアの報道は、各法科大学院の優れた点について適切に報道されているとは言い難い。特色ある点なども含めて社会的に認知されれば、各法科大学院の個性がより発揮される形で、単なる司法試験の合格率の比較にとどまらず、より建設的な競争環境が整えられることになるようにも思われる。

- ・ 従来から慣例として行ってきた運営項目について、今回、認証評価を通じて文書化したもの（更には、ホームページ等を通じて公表したもの）が多い。このように、法科大学院の運営を透明化し客観視することに大きな効果が認められた。

7. 評価結果の活用について

①今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（又は実施済みのもの）について

○主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

※参考度：【5：非常に参考になった～3：参考になった～1：あまり参考にならなかった】

（第2章）「教育内容」

・【課題】法律実務基礎科目に配置されている授業科目「民法法発展演習」3クラスのうち2クラスについて、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

【変更・改善】民法法発展演習の2クラスについて、法律実務基礎科目として開設されていることがより明らかとなるよう、シラバスの記載及び授業内容を修正した。【2】

・【課題】1授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善する必要がある。

【変更・改善】「教員のための手引き」において、原則として所定の授業時間を超える補講はできないことを明記し、実施する場合には、カリキュラム等委員会に事前の了承を要するとの手続きを定め、これらの内容につき、運営委員会等において教員に周知した。【4】

・【課題】（留意事項）法情報調査について、学生全員に対する判例の意義及び読み方の学習等の教育内容の指導に一部不十分な点が見られるため、より一層充実した教育内容となるよう留意する必要がある。

【変更・改善】第2年次の基幹科目において、判例の意義及び読み方を扱う旨、シラバスに明記した。【2】

・【課題】基準2-1-1 到達目標について、組織の方針が徹底されていないこと。

【変更・課題】法律実務基礎科目の一部でコアカリ「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に触れないシラバスがあることに鑑み、必ずこれらに適合していることを示す記載をシラバスで行うべきこと、コアカリを学生・教員に周知させるべくウェブ・サイトにリンクすること、成績評価基準を担当教員に事前に示すこととシラバスのモデルなども提示することとした。【4】

・【課題】基準2-1-2 2つの授業科目について法科大学院の履修計画に沿わない履修制限が設けられていたこと。

【変更・改善】履修計画に沿わない様な記載は、「別科目単位修得済みが望ましい」という記載も含めて行わないこととした。【4】

・【課題】基準2-1-3 関係 展開・先端科目で選択必修科目の「企業法」の履修内容の一部が、商法のコアカリの内容である。

【変更・課題】平成26年度以降の入学者については「企業法」に代えて法律基本科目「商法Ⅲ」（1単位、必修科目）と展開・先端科目「証券取引と法」（1単位、選択必修科目）を設けること及び平成25年度入学者についてはすべての学生に「企業法」の履修をするよう

推奨することとした。【3】

- ・【課題】基準2-1-6 関係 法文書作成について、学生全員が指導される体制にない。
【変更・改善】必修科目である「公法総合演習」「民法総合演習」「刑事法総合演習」の一部でこの内容を盛り込むこととした。【4】
- ・【課題】【基準2-1-3】一部の授業科目において、教育内容をより科目区分にふさわしいものとするべきである。
【変更・改善】平成26年度のカリキュラム編成において授業科目の改廃や区分変更を行うとともに、担当教員に授業内容の調整を求めた。【3】
- ・【課題】【基準2-1-3】展開・先端科目のうち、「債権回収法」の教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複している。
【変更・改善】担当教員が変更したので、指摘を踏まえて授業内容を構成するよう注意を促した。【3】
- ・【課題】【基準2-1-6】法学既修者に対する法情報調査の教育内容の指導に一部不十分な点がある。
【変更・改善】平成26年度開講の演習科目において、指導内容をレジュメに記載するなどして指導を徹底した。【4】
- ・【課題】【基準2-1-3】展開・先端科目に配置されている授業科目「企業結合法（M&A）」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
【変更・改善】平成26年度秋学期の授業実施に当たり、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を進めている。【3】

(第3章)「教育方法」

- ・【課題】基準3-2-1 集中講義の開設科目が多く、また、必修科目や選択必修科目が集中講義で開設されており、日程面において、一定程度の配慮がなされているものの、学生の学習時間の確保のため、集中講義の開設授業科目数について整理する必要があること。
【変更・改善】休暇休業期間中に苦手科目を克服するための Tutorial、法律事務所等での研修科目（法律相談、ローヤリング）、実務家非常勤講師が行う1単位の展開・先端科目など、集中講義が適している科目については引き続き集中講義として開講する。これに該当しない「法曹倫理Ⅱ」と「刑事実務演習」の2科目については、通常の授業期間に移すことを12月法曹実務専攻会議で決定した。なお、Tutorialの一部についても内容的に判断し通常の授業期間に移すこととした。【4】
- ・【課題】基準3-3-1 聴講生について、学生が履修科目として登録することのできる単位数を考慮する体制がとられていないこと。
【変更・改善】正規履修登録科目の学習時間を圧迫する可能性のある無登録の科目聴講は原則として禁じること、苦手科目の克服は Tutorial で行うべく、同科目の履修上限を4単位から5単位に変更することとした。【4】

- ・【課題】基準3-1-1関係 本年度秋学期の基礎法学・隣接科目と展開・先端科目の一部（旧国際関係法専攻のカリキュラムとの調整のため必要なもの）が国際経済法学専攻と同時開講となっている。
- 【変更・改善】旧カリキュラム学生が残っていることによる状態であり、平成26年度以降はこのような事情は解消される。なお、国際経済法学専攻学生が法曹実務専攻科目を履修する場合は「教育上有益と認めるときに限る」旨の規定を法曹実務専攻規則に明記することとした。【4】
- ・【課題】成績評価の方法およびその周知、一部科目の教育内容。
- 【変更・改善】指摘に沿った改善を講じた。【5】
- ・【課題】【基準3-1-1】法律基本科目以外の科目における一部の授業科目において、クラス規模が適切でない。
- 【変更・改善】当該科目について、平成26年度は2クラスに分けた授業を試行することとした。【3】
- ・【課題】法曹養成専攻以外の他の大学院生等が、法曹養成専攻の講義を受講できないことが規程等から必ずしも明らかでない。
- 【変更・改善】規程を改正した。【3】
- ・【課題】（訪問調査時の評価部会委員からいただいたコメント）2～3月に実習を実施しているエクスターンシップについて、成績確定、進級判定の時期との関係から検討が必要である。
- 【変更・改善】実習時期を成績及び進級判定が確定後の3月上旬～中旬とし、法曹基本科目の必修科目6単位を修得できなかった者や進級ができなかった者は、エクスターンシップを履修できないようにした。【3】

（第4章）「成績評価及び修了認定」

- ・【課題】○ 1授業科目において、成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りが見られるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
 - 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるため、平常点及び調整点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
 - 1授業科目において、答案の配点割合が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
 - 筆記試験の実施について、授業で配付した教材の持込みを可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 【変更・改善】FD懇談会を開催し、成績評価の基準等について教員間で改めて確認を行ったほか、平常点の評価の仕方等について意見交換を行い、適切な成績評価の在り方について検討

を行った。【4】

- ・【課題】(留意事項) 再試験の実施について、対象となる基準を明確にし、学生に周知する必要がある。

【変更・改善】FD懇談会を開催し、再試験を実施する基準について、教員間で改めて確認をしたほか、意見交換を行った。【2】

- ・【課題】【基準4-3-1】成績評価に一部問題がある。

【変更・改善】成績評価の基準、及び平常点やレポート点の運用のあり方について改めて教員に周知をした。【3】

- ・【課題】基準4-1-1 複数の科目において、必ずしも客観的かつ厳正なものとして成績評価が行われていないこと。

【変更・改善】平常点の中には、小テストやレポートによる採点を必ず含み、指名した際の解答と出席状況のみによる採点を行わないことを決定した。また、得点調整のための一律加点、授業中に出题した問題と類似の問題を期末試験に出题することなども、明示的にこれを禁じることを決定した。このことは、シラバス依頼時に、担当教員（特に非常勤講師や初めて本専攻で授業を担当する教員）に周知徹底した。

これらを徹底させる目的で法曹実務専攻教育適正化ワーキンググループを設置し、シラバス及び採点のチェックを行い、出題や採点が不適切である科目については採点のやり直し勧告を行う等是正を行う仕組みを決定した。【5】

- ・【課題】基準4-1-1 関係 兼担及び兼任教員に対し、成績評価方法が周知する方策がとられているが、共有が十分でないため、より一層の改善を図る必要がある。

【変更・改善】非常勤講師についても、適切な採点がなされるよう、成績評価方法等の共有を図るべく周知徹底の方法等を改善する。【4】

- ・【課題】基準4-1-1 関係 再試験及び追試験において受験者が不当に利益又は不利益をうけることのないよう配慮されていない。

【変更・改善】再試験を廃止し、追試験はより早期（本試験終了後7日程度）に行うこととした。【4】

- ・【課題】【基準4-1-1】一部の授業科目において、学生に周知した考慮要素どおりの成績評価が行われていない。

【変更・改善】平成25年度のFD会議において成績評価の方法を再度確認し、全教員に共通理解が浸透するようにした。【4】

- ・【課題】平常点の採点方法。【基準4-1-1】

【変更・課題】成績評価の申し合わせの趣旨を徹底するため、平常点記入表の書式を改めた。【4】

- ・【課題】追試験の実施方法【基準4-1-1】

【変更・改善】成績評価の申し合わせに、追試験について、「事例及び設例を変え、別の問題を作成」すべきことを明記した。【4】

- ・【課題】【基準4-1-1】一部科目において、平常点やレポート点が一律満点となっている。

【変更・課題】当該担当者に改善を促したほか、教員全員に一律満点としないよう周知徹底した。【4】

- ・【課題】【基準4-1-1】一科目において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されている。
【変更・改善】全教員に対し、再試験におけるレベルに留意しつつ、補習内容との類似性を避けるように周知徹底した。【4】
- ・【課題】1 授業科目において、期末試験の問題が正誤問題・穴埋問題に偏った試験問題となっており、法律基本科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討を要する。
【変更・改善】厳格な成績評価の実施については、FD等において徹底しているものの、個別の授業科目における期末試験の問題について法科大学院としてチェックすること、期末試験の出題について達成度判定の観点からも方針を一貫することを、FDにおいて議論し、さらなる認識の共有を図りたい。【5】
- ・【課題】一部の授業科目の成績評価において、当該授業科目の単位を認定する可否の基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なる成績評価となっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
【変更・改善】専任教員、兼任教員および兼任教員の区別なく、「成績評価に関する申し合わせ」に従った厳格な成績評価を教員間で共有し徹底することは、とくに前回（平成20年）受審の認証評価以後、本法科大学院としては最重要の課題の一つとして、これまで取り組んできたところである。しかし、一部の科目において、「申し合わせ」の基準とするところを上回っている事例があるのは、事実であり、この点で、本法科大学院として、厳格な成績評価の上記の取組をさらに徹底しなければならない部分がなおも残っている。そこで、FDを通じた意識改革だけでなく、組織内外への伝達方法等も含めて点検し、厳格な成績評価の趣旨を全教員に浸透させる上記取組をより完成に近づけるため、引き続き改善努力を行っているところである。【5】
- ・【課題】筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
【変更・改善】他学府や学外の大学に所属する教員に対し、厳格な成績評価の実施を徹底するべく、指摘を受けた当該科目の担当者に対しては、個別に説明を行った。また、法科大学院として事前にチェックをする必要性を検討しているところである。【5】
- ・【課題】4 法科大学院連携協定による単位認定について、当該法科大学院の教育課程の一体性を損なわないよう、当該授業科目が開講されている法科大学院の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改善する必要がある。
【変更・改善】4 法科大学院連携協定による単位認定については、連携協定の趣旨に鑑み、科目連携先であり当該科目を開講している法科大学院の科目区分に対応して、本校においても科目を区分し単位認定していたが、指摘された課題は改善すべきであり、連携先法科大学

院と協議の上で、科目区分を変更することを決定した。【5】

- ・【課題】【基準4-1-1】レポートの成績評価方法の周知が不十分である。
【変更・改善】レポートの評価について、厳格な相対評価を行うよう授業担当者の手引きに記載した。
- ・【課題】【基準4-1-1】成績評価の考慮要素について、学生に統一的な周知がなされるよう、改善を図る必要がある。
【変更・改善】平成26年度のシラバスから基準を明確にして、学生に統一的に周知した。【5】
- ・【課題】評価要素等についてのシラバスの記載方法について、各教員間で必ずしも統一的な標記がなされていない。
【変更・改善】平成26年度のシラバスから、自己評価委員がシラバスの標記について点検することとした。【4】
- ・【課題】平常点の成績評価および追試の出題について、検討・改善・周知徹底の必要あり。
【変更・改善】平常点の成績評価のあり方について見直しを行い、追試験の出題方針を明確化し、教務マニュアルに掲載した。【4】

(第6章)「入学者選抜等」

- ・【課題】【基準6-2-2】入学者が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を改善するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を講じる必要がある。
【変更・改善】平成27年度入学者選抜より、従来120名としていた入学定員を70名とすることとした。【3】
- ・【課題】入学者選抜について措置を講じる必要あり【基準6-2-2】、【基準6-2-3】。
【変更・改善】授業料の減額その他の改善措置を行った。【4】
- ・【課題】(訪問調査時の評価部会委員からいただいたコメント)入学試験における法律科目試験の各科目の出題範囲について、ホームページの入試Q&Aに掲載しているが、入試要項には掲載しておらず、また科目間で統一性のある書き方になっていない。
【変更・改善】平成27年度入学試験より、入試要項に出題範囲を掲載することとし、科目間で統一性のある書き方とする予定である。【3】

(第7章)「学生の支援体制」

- ・【課題】学習指導教員の勉強会の指導内容の把握に努める必要あり。
【変更・改善】勉強会の指導内容を全面的に見直し、内容を明確にした。【4】

(第8章)「教員組織」

- ・【課題】基準8-2-4 みなし専任教員が教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担っていないこと。
【変更・改善】みなし専任教員については、法曹実務専攻会議の構成員とすべく法曹実務専攻規則を改正した。また、「法律実務基礎科目協議委員会」を新設し、客員教授、客員准教授を

その委員とし、研究者教員と意見交換を行なう場とすることを決定した。【4】

- ・【課題】【基準8-2-2】業績が不十分な教員に対する対応が不十分である。
【変更・改善】指摘を受けた教員について、法科大学院の授業の担当を控えていただくこととした。

(第11章)「自己点検及び評価等」

- ・【課題】【基準11-1-2】自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証を行う必要がある。
【変更・改善】平成26年度より、法律実務に従事する者（弁護士）を自己点検・評価委員会の特別委員とし、新たな体制で自己点検・評価を実施することとした。【3】
- ・【課題】自己点検・評価について適切な項目設定と結果の公表が必要である。
【変更・改善】自己点検・評価の項目を設定し直し、それに基づく結果を公表した。【4】
- ・【課題】ホームページにおける公表事項の整理。（書面調査時の指摘事項）
【変更・課題】教員ごとにバラバラであった記載事項を統一するなど、提供する情報の標準化を図ることができた。【4】

8. 評価の実施体制について

○ 評価の実施体制について、対象校が行っている方策・工夫等、その方策・工夫等についてよかった点、悪かった点等、その他感想について

- ・ 本法科大学院では、毎年度、貴機構の評価基準に準拠したかたちで自己点検・評価を実施し、『自己点検・評価報告書』を作成することとしている。これは、貴機構に提出する『自己評価書』の作成のための事務負担が、認証評価の実施年度に集中しないようにする工夫である。

9. 前回の認証評価を受審したことによる効果・影響について

① 教育活動等の質の保証に関する効果・影響について

- ・ 受験生に安心を与えた。
- ・ 評価基準に沿った教育・運営に常に留意するようになり、その旨を対外的にも説明できるようになった。
- ・ 前回の認証評価を通じて、各教員が、本法科大学院の教育活動について全般的に把握し、また、評価の考え方・基準に関する理解を深めることができた。
- ・ 法科大学院で行うのが実務家法曹養成のための教育であること、そのためにある程度自制しつつ、組織的に足並みを揃えつつ教育に当たる必要があることが、組織内で認識されてきたと思われる。
- ・ 一部の授業科目における成績の考慮要素について、必ずしも適切とはいえないものがあったため、

その点について見直しが行われた。

- ・ 日々の教育活動や新規事業の検討等多くの場面において、認証評価基準や解釈指針をより意識するようになった
- ・ 科目の内容、配置、成績評価等について明確な基準を考慮することが可能になった。

② 教育活動等の改善の促進に関する効果・影響について

- ・ 前回の認証評価では、研究者養成目的の授業科目や法学未修者に対する学習支援体制が「特記すべき事項」「優れた点」とされ、本法科大学院の特色として、さらなる充実を図ってきた。
- ・ 認証評価による指摘を踏まえ、3年コースの入門科目（「法学概論」）について、その位置付けを変更し、より効果的な授業内容に組み替えることができました。
- ・ 前回の認証評価を受けたことにより、「成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点が一律満点に近いものがあり、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有できていない。」という課題を認識することができたため、認証評価受審後ただちにFDを実施して、改善に向けた取組について意見交換を行った。FDにおける議論を経て、「成績評価に関する申合せ」を改訂し、成績評価における考慮要素をより明確にして、非常勤教員を含めた全教員に周知するとともに、各授業科目における成績評価の考慮要素をシラバスに記載して事前に明示することを、申合せにより徹底し実施した。
- ・ 日々の教育活動等や新規事業の検討等多くの場面において、認証評価基準や解釈指針をより意識するようになった。

③ 教育活動等の社会からの理解と支持に関する効果・影響について

- ・ 報道等を通して、適正な運営を行っていることの社会的な理解を求めることができた。

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

○ 質問の項目以外に良くなっていると思う事項について

- ・ 指摘が、自己評価書記載事項の中でもピンポイントになってきていると感じる。
- ・ 自己評価書提出後、訪問調査の前の段階において、今後訪問調査等において必要となる可能性のあるデータおよび資料について、事務レベルで早期に連絡がなされた例があり、評価作業の遂行においてより円滑化がはかられたよう感じられる。

11. その他

○ 認証評価機関として当機構を選んだ理由、実際に評価を受けて期待どおりであったかについて

- ・ （選んだ理由）信頼できる委員による評価を受けることができるため。
（実際に評価を受けて）当方の予想とおおむね一致する評価を得られたという意味で、期待通り

であった。

- ・ 国立大学法人であることが最大の理由である。
評価は厳しかったが、改善には役立った。
- ・ かねてから信頼性が高く、その点は期待通りであった。
- ・ 継続的に同一組織により認証評価を受けていくことによって、改善状況等について一貫した対応をとることができるため、貴機構を選択した。

実際の評価は、期待どおりと評しうるものであった。

- ・ 過去の評価結果や評価委員の構成等に照らし、偏りのない公正な評価を受けられるものと考えたことから、貴機構にお願いしましたが、全体としては、概ね期待どおりの評価が得られたものと考えております。
- ・ 本法科大学院が自ら行う、教育活動等の状況に関する点検・評価について、第三者機関による評価を受け、その結果を教育活動等の改善に活用するにあたり、大学評価・学位授与機構が定める評価基準、評価の方法等が、本法科大学院にとって最も適していると判断したため、前回に引き続き評価機関として選択した。

実際に評価を受け、自己評価において十分に把握できていなかった教育活動等についての課題を把握することができ、組織的に教育活動等の運営を行うことの重要性を再確認することができた。

総じて期待以上の成果が得られたと考える。

- ・ 前回の評価においても、貴機構の評価を利用したこともあり、今回の評価についても、貴機構による評価を受けることとした。全体として、当初の予想通りの評価であったように思われる。
- ・ 前回評価を受けた経緯から、今回も選ばせていただいた。
- ・ 前回、貴機構による認証評価を受けて満足いくものであったので、今回もお願いすることとした。

明確な基準による正確な評価は、期待どおりのものであった。

○ その他、当機構の行う評価についての意見等

- ・ 評価基準や評価項目の内容を、時代に応じて、適切なものと改めるように努める必要があるように思われる。
- ・ 5年毎の評価も大切だが、指導・相談などにより改善を導く方法もあるのではないかとも思う。
- ・ アンケートの回答に対するフィードバックを実施していただけると、当方の見解について再考する機会をもちうるように考えられる。
- ・ 評価費用について、作業量等からみて、客観的には妥当な金額なのであろうと思われるが、本法科大学院のように比較的小規模でかつ予算上の制約がかなり厳しい大学院にとっては、少なからぬ額である。当然のことながら、必要な経費として計上されたものの、研究科内の一部の構成員からはその額の妥当性について若干の懸念が示されていたことを申し添えておく。
- ・ 改善を要する事項についての理由提示が不足していると思われ、評価後に、教員の間には不満が残るものであった。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
（法科大学院）

1. 基準及び解釈指針について

⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針について

（第2章）「教育内容」

- ・ 2-1-1 到達目標の扱い。
- ・ 2-1-3
- ・ 基準2-1-3 指針2-1-3-1
基準2-1-6（4）イ
基準2-1-9
- ・ 基準2-1-1
基準2-1-9
- ・ 基準2-1-6（4）
法情報調査・法文書作成の内容及びそれを示す資料として、具体的に何を求めるのかについて、曖昧であった。
基準2-1-9
授業時間数との関係で、必要時間数を超える補講の可否、位置づけが曖昧であった。
- ・ 重点基準2-1-3（適切な科目区分）
 - ・ 法律基本科目と法律実務基礎科目、展開・先端科目との違いなど授業科目の区分が評価しにくく感じました。
 - ・ 重点基準2-1-3をもう少し肉付けできないでしょうか。例えば、2-1-3-2を追加して、法律基本科目と法律実務基礎科目との区別に言及するなどしても良いようにも思えます。司法試験受験対策の回避にも必要でしょう。
- ・ 基準2-1-3の科目区分の考え方。
- ・ 2-1-2、2-1-6（1）
法律基本科目と民事訴訟実務・刑事訴訟実務の基礎を内容とする法律実務基礎科目との区別が難しい。民事訴訟実務・刑事訴訟実務の基礎を内容とする法律実務基礎科目として行われている科目の中には、法律基本科目として行うべき内容が相当部分を占めている科目があるように思われ、正直に言って、区別の基準があいまいなように思われる。
- ・ 毎回議論になる法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目の区分。当該法科大学院における区分、自己評価書からは評価しにくい面がある。
- ・ 基準2-1-6（4）ア「法情報調査」について、解釈指針が抽象的であるため評価しにくい面がある。特に、法学既修者に対する指導のあり方について形式的な評価をしなければならないのか疑問。
- ・ 基準「2-1-3」（解釈指針2-1-3-1）。展開・先端科目として開講されている科目の一

部に基本法律科目の要素が含まれているケースが多い。科目区分が不適切とみるかどうか、シラバス、授業で使用されたレジュメや資料、試験問題等を精査し、担当教員の面談を行っても、判断が難しい。恐らく担当する教員の立場からすると、展開・先端科目であっても、基礎的事項や基本判例を受講者が理解していることを確認してから、発展・応用的内容へと進もうとするので、ある程度は基本法律科目的な内容が含まれていることはやむを得ないということもあろう。評価する委員により指摘事項とするか否かについて、不公平な結果とならないよう留意が必要である。

- ・ 未修6単位増にともなう基準、解釈指針の変更については、次回改訂の際に、6単位増を採用しなかった対象校に不利のないように整理する必要がある。

(第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 4-1-1 追試・再試の扱いと厳格な成績評価の関係。
- ・ 解釈指針4-1-2-2、同4-2-1-2。
- ・ 基準4-1-1
期末試験のみによる評価が妥当であるかどうか、曖昧であった。

(第6章)「入学者選抜等」

- ・ 6-2-3 「適宜」該当判断が難しかったです。

(第7章)「学生の支援体制」

- ・ 解釈指針7-1-1-4での教育補助者の範囲。

(第9章)「管理運営等」

- ・ とくになかったが、強いてあげれば、9-1-3は、大学院の設置形態によっては、法科大学院独自の予算が判然と区別し難い大学院があるように思われる。

(第11章)「自己点検及び評価等」

- ・ 11-1-2-1 外部評価の実施の有無と、実施方法の関係。

(その他)

- ・ 「教育の理念・目標」「施設・設備」等。
- ・ 個別具体的な問題は指摘しにくいですが、評価委員の評価と大学当局の取組・考え方に差が生じている部分では、基準・解釈指針の解釈上、問題を含んでいると思います。
- ・ 総じて基準が細かくなったのはやむをえません。
- ・ 理論的教育と実務的教育との区別を前提とした基準。

両者を区別すること自体は適切だが、いかなる教育をもって理論的又は実務的と判断するのかをどのように区別するかが、必ずしも評価者間で共有されていないために、結果として評価しにくい

基準となっているように思える。

もっともこの点は、回答者自身の無理解または不慣れが要因である可能性はある。

⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針について

(その他)

- ・ 3-2、7-1は一部重複する。ITツールを使用した授業等と学習支援にも現出する。
2章の映像教材と3章教育方法及び10章施設。
- ・ 「教育の理念・目標」と「情報の公表」等。
- ・ 具体的には指摘できないが、部分的に重複しているものがかなりあったと思う。
- ・ 共通的到達目標の設定と取組。

○ 基準及び解釈指針についての意見、感想等

- ・ よくできているが、いくつか気になる点があった。

第1に、学部レベルでも、2単位＝講義15回＋試験1回が要求されるご時世に、2単位＝講義14回＋試験1回も構わないというのは法科大学院の位置づけに照らし、再考が必要であるのではないかと思われた。

第2に、司法試験の合格率によって、補助金の額が左右される時代になった以上、入学者の選抜方法につき、適性試験の利用を強制したり、また、低い得点者を当然に不合格とすることを求めるようなことはやめるべきであると思われる。いまや、どのような学生を入学させるかは法科大学院の自己責任の問題であると考えるのが論理的である。

以上に加えて、同様の理由に基づき、少なくとも、講義時間に対して少ない単位を認定すること、たとえば、講義30回で2単位というようなことも各校の自主性に任せるのが穏当であろう。また、司法試験の合格率に注目して、さまざまな不利益を法科大学院に課するというのであれば、修了要件としての科目はともかく、その外側において受験指導的なものが行われていることや補習的なことが行われていることについて否定的な態度をとることは首尾一貫しないのではないかとも思われる。

- ・ 部会でも議論された点ですが、ウェブ公表すべき内容について、分かりにくいと思いました。
- ・ 平常点の扱いについて、もう少し柔軟な対応ができないか、要検討かと思えます（一律同点がすべてダメというわけではないはずで、より具体的な内容を見る必要があると思いました）。
- ・ 見学し、非常に素晴らしい講義をされている先生も多く、そのような先生方の「プラス点」が何らかの形で評価できないかと思えます。
- ・ （余談ですが）校舎内に多くの「油絵」が架けられており、学習環境として素晴らしいと思いました。LSはとかく殺伐としがちですので、余裕を持った環境が必要だと思いました。
- ・ 第7章以下は、もう少し簡略化してもよいと思う。
- ・ （1）司法試験合格率を基準とするのであれば、基準自体に明示すべきであり、他の申合せ等で後出し的に定めるのは基準のあり方として適切でない。

- (2) 受験授業がいけないという評価をするのであれば、どのようなことをするのがいけないのか基準として明示すべきである。現在は、明文の規定・文言がないのに、必要以上の chilling effect (萎縮的効果) が大学側に働いている。基準が不明確 (vague) であるからだと考える。
- ・ 担当した大学の場合「演習」を法律基本科目の発展あるいは応用的に位置づけ、また、実務との架橋を意識した科目としているが、この演習科目を法律基本科目とするか展開科目とするか、あるいは実務基礎科目とするか、その区別はあまり意味がなく、従って科目の区別もあまり厳格にせず、脱法的な科目設定があった場合のみチェックすることでよく、各法科大学院の独自性を認めた方がよいと感じた。
 - ・ よく練られた基準、解釈指針であるとは思いますが、細か過ぎる指針やダブル指針や基準もあり記述に困惑するケースが少なからずあった。
 - ・ 「社会から理解と支持を得る」ためにに関して。

社会とは何を指すのか？一般社会とすれば、法科大学院への理解や支持は、もともと得られるものではなかろう。せいぜい司法試験への合格者数と合格率を発表時に読む程度と思われる。

法曹会に関心のある層や政府を指すとすれば、これもやはり司法試験の結果と修了生の進路及び入学者数の増減状況に尽きるのではなかろうか。授業内容やどういった経歴を有する教授陣が講義を行っているかなどは興味はないだろう。

その中で、基準及び解釈指針を厳格に定めてもさほどの効果はない。

一巡目では禁忌に近く触れにくかった司法試験結果について言及し出したのは評価する。
 - ・ 法科大学院の現状に鑑み、抜本的な改訂が必要ではないか。

具体的には、厳格な科目区分は、(1)家族法や手形小切手法のような法律基本科目の内容を取り上げる余裕がなくなる、(2)法律基本科目が未消化のまま展開先端科目に放り込まれる、(3)法律基本科目の習熟を補う法科大学院の創意工夫を阻害する、(4)法律基本科目と展開先端科目の両者にまたがる科目展開を阻害する、といった懸念がある。

教員の資格の厳格な管理は、補助教員の利用の制約となり、教員の過重負担につながる懸念がある。法科大学院の理念を維持しつつ、基準及び解釈指針の硬直化を緩和すべきではないか。
 - ・ 明確な基準・解釈指針が設けられていることは良いが、やや硬直的な部分も感じた。
 - ・ 基準 2-1-3 に関し、研究者養成を目的としていけば、法律基本科目であっても先端・展開科目としての開設が許されるとの説明を受けたが、いかなる内容であれば研究者養成と認められるのか、また LS 生がどれだけの割合で登録していた場合に認められないのか、が明確でないと感じた。
 - ・ 基準 2-1-6 (4) イに関し、いかなるものをもって「法文書」と認めるかが、不明確であり、単なる答案の作成までも「法文書」として認められる余地が残ってしまう。
 - ・ 基準 2-1-9 に関し、授業回数として 15 回が基準となると思われるものの、その中で 1 コマを中間テストの時間とした場合などの扱いにつき、明確でないと感じた。
- 個別のものとしては、上記のとおりであるが、いずれの点も、基準の解釈内容、使用語句の意味内容につき、曖昧さを残しているためと思われた。

- ・ 法科大学院という社会的存在が期待されている水準から考えて、基準・解釈指針は必要と思われる。

しかしながら、学問の自由や大学の自治の観点から、どこまできめ細かく適用すべきか、疑問は禁じ得ない。

各大学独自の（自主的な、ユニークな）取り組みが、基準に合致しないと批判されてよいのか、内容によっては改善を求められる部分もあるが、人材育成の観点から、尊重してよい面があると思われるが（この感想は、個別具体的なポイントに関するものではなく、抽象的な感想である）。

設定単位数や講義時間数など硬直的とさえ思われるが、法科大学院の個性に応じた柔軟な設定も考えられてよいと思う。

修了生の質に関する品質保証は、基本的には司法試験でなされるはずなので、あまりに硬直的な設定は避けてもよいのではないか。

- ・ 内容は概ね適切であったように思うが、司法試験対策に偏った教育内容になっているか等、内容がやや不明確であり、また、その理解の仕方によっては、基準自体の妥当性について議論がありうるものもあった。

全体的に、教育内容に重点をおいて、もう少し項目数を絞るなどして、簡潔にした方がよいように思う。

- ・ 基準及び解釈指針の中で、形式的・定量的な基準・指針が設定されているものがあるが、最終的には当該法科大学院のパフォーマンスを問うものであることを考えると、形式基準や定量的基準については、1つの目安として位置づけ、あまりリジッドに適用しない方がよいように思います。
- ・ 「基準2-1-1」のような総合評価的な基準は、「基準2-1 教育内容」に含まれる他の基準と並列に並べるよりも、「基準2-1」の総合評価として設ける方が扱いやすいと思われる。
- ・ 「基準2-1-9」の各授業科目における授業時間数の設定の適切性の判断のためには、1単位当たりの標準時間数を示して（たとえば、「90分×15回(22.5時間)を下限とする」など）、判断の客観性を担保すべきであろう。
- ・ GPA制度の活用（解釈基準4-1-2-2、4-2-1-2）は、厳格な成績評価ないし修了認定の一つの手段にすぎないから、解釈指針のなかで、あえて「望ましい」として明記することが適当か否かについて、再考すべきではないか。
- ・ 「11章 情報の公表 基準11-2-1」については、たとえば、「解釈指針11-2-1-1」の事項を掲載した「自己点検評価報告書」が当該法科大学院のウェブサイトからアクセスできる状態にある場合には、これを持って足りる旨を解釈指針に明記するなどして、対象法科大学院の負担を軽減することが望ましいと思われる。
- ・ 書面調査及びその補完として訪問調査という性質上、また、外部評価という性質上、形式的な基準による評価とならざるを得ないと思うが、現在の評価基準を満たしたということと、一般社会から見て問題のない法科大学院であるとの評価とは一致しないとの懸念がある。

教育内容それ自体を微に入り細に入り分析・評価することは現実的には困難であろうから、合格者、合格率等をもっと実質的に分析、検討する評価基準・指針が必要と感じた。

合格率について言えば、例えば、卒業直後の司法試験での合格者の数（率）、法科大学院入学から司法試験合格までかかった年数等の分析が必要となると考える。仮に表面的な合格率としては全国平均の2分の1以上でも、それが法科大学院卒業後5年目の合格者によってかろうじて達せられているようでは、当該法科大学院の教育の成果とは言い難いし、また、合格率低下を恐れて卒業認定を過度に厳しくし、複数年の留年をするような者が多いとすれば、留年を含めていったい何年で学生を合格に導いているのかを見る必要があり、これらの視点が法科大学院の教育の効果を計る上で重要だと考える。

- ・ 従来【優れた点】とされた事項について、多くの法科大学院に取り入れられた結果、【優れた点】といえないものがある。
- ・ ▽概括的な意見
 - a. 今後は成績評価と修了認定の厳格さがより強く求められるようになると考えられます。基準・指針に甘さや不明確性が見受けられるようでは法科大学院にとってもよろしくない。明晰性を高めるように努めていきたい。
 - b. 中教審法科大学院特別委員会報告などとの関係に十分留意して磨き上げていきたい。例えば、同報告では、少なくとも法律基本科目には論文を課すよう求めており、それに関連した見直しもしたい。

▽具体的な意見 思いつくものを具体的に挙げてみます。

- a. 重点基準4-1-1（1）は成績評価基準について「設定」と「周知」を定めていますが、もっと厳しくしても良いように思えます。例えば、以下のようなことです。
 - ・ 成績評価後には配点の公表を義務付けるべきではないか。できれば採点実感も必要。
 - ・ 再試験、追試験が広く行われるのであれば、実施の要件も詳しく定めるべきではないか。
- b. 重点基準4-2-1（2）単位取得にキャップ制が設けられている意味を厳しく認識してほしい。脱法的な単位認定が行われないようなチェックも必要になる。

▽提案

- a. 未修者（社会人、他学部出身者）や女性、海外留学生の入学が減少する傾向が強まっています。また、研究者の卵の養成機能も法科大学院に求められるようになると予想されます。法曹界、法学界の将来を考えると、こうした人材の確保に実績を挙げている法科大学院は積極的に高く評価する項目を置いてよいように思えます。
- b. 修了生の進路の掌握も将来重要性を増してくるでしょう。同窓会などと連絡をとったり、修了生アンケートをとったりして掌握に努めている法科大学院を評価する項目があってもよいと思います。就業状況の分析などから見えてくる姿が、法科大学院の在り方の改善を促すことが期待できるでしょう。

▽感想

評価機構の責任も重みを増します。疑問点は遠慮なく指摘する方向が望ましいと思います。

- ・ 1巡目の評価に比して、重点基準とそうでない基準が区別されているのは、評価も行いやすいように思われる。

- ・ 基準 2-1-3 の「科目区分」について、対象校との間で共通理解が得られていない場合があった。
- ・ (基準 2-1-9)
補講について、シラバスの授業進捗の遅れを補うものであれば、授業回数を超えることが常態化しない限り、当該補講は基準に反しないとの評価ができるよう検討されたい。
- ・ 機構の法科大学院の基準及び解釈指針については、その理念からみたおおよそ法科大学院が満たすべき基準が網羅されており、認証 3 機関のうちでも最も精緻に作られていると評価しています。また、その基準の適合判定にあたっては、細部にわたって適合性を判定しますので、少なくとも私は信頼感があるものと考えています。
- ・ 「共通的な到達目標」は、教育の質を保證する一要素となることが期待されていたと考えられるが、科目による粗密の差がある状況にとどまっており、法科大学院側（教員側）としては、使いづらく、「共通的な到達目標」に準拠しているとか、法科大学院独自の「到達目標」を定めているといったことが、必ずしも重要ではなくなりつつあるように思われる。
そうだとすれば、「共通的な到達目標」への取組みをどのように評価するか、一考を要する時期になっていると思われる。

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 自己評価書について

① 対象法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- ・ 全体的に特に悪い印象があったわけではないが、以下のような疑問も感じました。
 - a. シラバスに記載された履修制限がカリキュラムに沿っていなかった（国際協力論）。
 - b. 法律基本科目と展開・先端科目の区別が明瞭でなかった（企業法）。
 - c. 再試験と追試験による単位認定の現状がはっきりしなかった。

③ どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかについて

- ・ 適切な科目区分に従って開設されているか否かは、シラバスのみでは判断が困難な場合があり、授業内容をより知ることのできる資料が添付されていれば、なお良かった。
- ・ 厳格な成績評価のエビデンスとなる再試験の実施基準を把握できる資料が欠けていた。
- ・ 再試験・追試験による単位取得者がいるにもかかわらず、試験の実態を記した資料（成績表など）がなかった。
- ・ 入試制度の変更等についての変更後の詳細が確認できなかった。
- ・ 卒業生及び在校生のアンケート。（無作為抽出による一定割合）
- ・ 評価基準に必ずしも則っているわけではない記述等が散見されたようにも思う。もっともこの点は、回答者自身の無理解または不慣れが要因である可能性は否定できない。

○ 自己評価書の様式についての意見、感想等

- ・ 自己評価書の記載は適当だと思われたが、それを裏付ける資料が当初からは必ずしもきちんと添付されていないのは残念であった。
- ・ 多くの別添資料を付けていただくのはありがたいのですが、頁を繰るだけでも相当の労力になります。分量にもよりますが、可能な範囲で、自己評価書の中に組み込んでいただくと助かります（そのように事前説明で指摘していただいているのかもしれませんが）。
- ・ 2校を担当したが、自己評価書を担当する者の態度に差が見られた。一方は真摯に対応しており、他方はやや片手間、いい加減であったように感じられた。2巡目となり“慣れ”が生じているのかも知れない。
- ・ 根拠資料を具体的に明示することの重要性がより強く伝わると良いと思う。
- ・ 基準に則した自己評価書の作成が徹底されることを希望します。
- ・ 担当した対象校については、便宜上の不足はとくに感じなかった。
- ・ 認証評価を重ねてくると、いささかおざなりの自己評価書の記述がみられがちとの印象は持ちました。

(2) 書面調査について

① 書面調査票等の様式で記入しにくかった点について

- ・ 基準があちらこちらで重複したり飛んだりすることと、重点基準等の位置付けが分かりにくい。
- ・ 但し、ソフト的に改良の余地あり。
- ・ 大項目と小項目で同じ評価や指摘を繰り返さなければならない箇所があった。

② 書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

- ・ 2巡目の評価ということであったので、1巡目でいかなる指摘を受けていたのか、それが改善されているのかをみるために、1巡目の評価書が添付されているとよかった。（自分でネットで調べればみられるものではあるが…）
- ・ 7章 学生支援（独自の奨学金の種類）、10章 施設等については、担当分のみでなく、同時期に評価対象となっている他の対象校のものも含んだ一覧データがあれば、参考になるように思われる。
- ・ 対象校の前回調査時の指摘事項やそれとの比較における改善点など。
- ・ Homepage に情報が掲載されている場合はその該当箇所。
- ・ 各校のHP全体。
- ・ 既修者入試の出題範囲に関するWEB上の情報。
- ・ 教員（非常勤を含む）の紹介に関するWEB上の情報。

○ 書面調査についての意見、感想等

- ・ さほど、重大な問題はなかったと思う。

- ・ 事務局で、丁寧に論点を整理していただき、たいへん助かりました。
- ・ 全体として、作成側、評価する側、事務局にとって負担過重になっていないか。書面主義から口頭主義・直接主義への比重転換も検討に値すると思われる。
- ・ 膨大な資料が送付され、特に不足するものはなかった。むしろ、シラバスや答案を点検する時間が評価するこちら側が不足する状況。ただ、どうしても不明な点は残り、それを訪問調査で確認するという本方式はすぐれていると思われる。

前述したが、自己評価書担当者の対応ぶりの差が気になった。

- ・ 昨年度と本年度の2回担当させていただきましたが、客観的（数値的）に判定可能な事項や、問題ないことが明らかな事項について、引用可能な記載があらかじめ事務当局において用意されていたので、入力が助かりました。
- ・ 量が多く大変でした。事務局の案を入れていただいたのは良かったですが、もっと入れていただくとより助かります。
- ・ 私自身が初めて評価委員に加わったということもあるが、「非該当」なのか否かの判断が難しかった。

もう少し、事前研修では、この評価の仕方について、具体例で説明していただければありがたい。

- ・ 機構側で提示していただいた意見が非常に役立った。
- ・ 未経験の作業であったため、評価の基礎となる情報を添付資料等から見つけ出す作業に時間を要した。
- ・ 書面調査の結果を踏まえ、訪問調査以前の段階で、例えば科目区分についての基本的な考え方（具体的な科目についての判断ではなく、あくまで考え方）などは、対象校と認識を共有できるようにした方がよいと感じた。

訪問調査の教員面接段階でも、なおそのような基本的な考え方について対象校の教員と認識の齟齬があるということでは、非効率である。

- ・ Biz オンラインストレージシステムは便利に感じられた。ただ、紙媒体の資料も必要であるので、当面は従来どおり送ってもらえるほうが助かる。

（3）訪問調査について

② 訪問調査で確認できなかった点について

- ・ 担当した大学で70名を対象とする授業があり、ソクラテス・メソッド方式の授業ができるかという質問（確認事項）をしたところ、「やり方次第で可能」との返事を得た。その回答で「確認できた」となったのだが、あまり適切な回答とは思えなかった。むしろ70名の場合は、限界を超えている疑いありとすべきであったのかもしれない。
- ・ 訪問調査でレジュメ等を見ることによって、科目区分についての新たな疑問が生じ、後日、郵送された資料によって判断をすることになった。
- ・ いくつかの授業科目では、担当教員との連絡を取ることが困難または時間を要したため、成績評価の厳格性に関する判断の障害となった。

- ・ 試験（期末）の評価方法。

④ 訪問調査の実施方法の適切でなかった点について

- ・ 機構で相当重要な委員職を務めている人が責任者面談等に出席し、かなりの程度調査に対応するのは、そのような委員を出していない対象校との間でバランスを欠くことになるように思われる。
- ・ 特に在学生との面談など、あまり意見を表明する機会が与えられなかったのは残念。

⑤ 訪問調査の実施内容に係る時間配分の適切でなかった点について

- ・ 在学生・修了生（特に司法試験不合格者）との面談時間が足りないと思う。
- ・ 実施時間全体の設定のしかたで、時間が限られているためもあるが、評価委員同士の現場での打ち合わせ時間が少なく、場合によって施設見学できないということもあった。

⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

- ・ 委員が多忙であることを前提とすると、もう少し少人数に分かれてもよい。

○ 訪問調査についての意見、感想等

- ・ とてもスムーズに行えたのではないかとと思われる。機構の事務担当者の事務処理はきわめて適切であったし、対象法科大学院の回答者も効率的な調査に適した的確な回答をしていたと思われた。
- ・ 特に、対象校と機構事務局にはたいへんご苦労をおかけしますが、書面調査の疑問点を払拭するために必須だと思います。
- ・ 時間が限られているのでやむを得ませんが、責任者面談にもう少し時間がかけられればよいと思います。
- ・ 対象校が、基準の趣旨を誤解している場合がありますが、その場合、もう少し丁寧にお知らせしてもよいと思います。

特に、最後の読み上げは、文言がやや分かりにくく、戸惑う対象校もあるのではないのでしょうか。

- ・ 施設見学は、部会の代表者だけでもよいと思う。
- ・ 在学生・修了生との面談では、形式基準や数値では表現・把握できない教育の質（良否）を知ることができた。但し、これを評価結果としてどう表現するかは難しい問題である。厳しい環境のゆえ、熱意をもって取り組まれていても、成果となって現れていない部分が多いと感じられる。
- ・ 在学生・修了生との面談は、本音が聴けて有益である。若干難しいかも知れないのを承知で記すと、修了生はみな司法試験合格者ばかりである。そうでなかった者はどう感じているのか、どういう進路をどういう理由で決めたのか、といったことが聴取できた方がよい。今後は、キャリア支援が重要になるう。
- ・ 小職は、公務差し支えのため、訪問調査には携わりませんでしたので、回答を差し控えました。
- ・ お世話になりました。
- ・ 機構の事務担当者の方々には、細やかな配慮をしていただき、非常に感謝しております。

日程がタイトであることは仕方がないとは思いますが、レジュメや答案を確認し、責任者面談に臨むまでの時間が少々余裕がないと感じました。

- ・ 私自身、昨年・本年と2回のみ経験であり、どの程度のレベルが適切かは不明だが、他で経験した他分野での訪問調査・実地調査に比べてもそんな色のない対応だったと思う。

訪問調査では、受入大学の対応も良かったと思う。

また、事務局のフォロー体制も整っており、スムーズな調査ができたと思われる。

- ・ 法科大学院の教育等の実態を把握するためには、視察の対象とする授業や、面談の相手方となる一般教員や学生等は、機構ないし部会の側で選ぶ必要があるのではないかと。
- ・ 教育現場の視察と、在学生との面談について、対象法科大学院が指定・指名した現場・学生が対象であったが、評価サイドで当日選択できるようにすることもあってよいと思われる。
- ・ 訪問調査にあたって対象校と議論になることを避けようとする考えは理解できなくはないが、その姿勢が過度になり、やや表面的なやりとりになっている感がある。実質的な意見交換、認識・理解の共有が可能な場である訪問調査の機会に、表面的・形式的なやりとりしか行わず、後に対象校にとって納得できない評価結果となれば、かえって対象校に認証評価に対する不信・不満が生まれるのであり、訪問調査においても、もう少し突っ込んだ話、場合によっては議論ができるように、訪問調査にあたっての機構側の姿勢・考え方を変えてもよいのではないかと。
- ・ 法科大学院側の対応には好感が持てました。

指摘に至った点ではありますが、資料提出に応じ、率直に改善を約束するなどしていたからです。

私はあまり尽力できなかったのが残念です。作業量に比べて評価担当者はむしろ不足気味と感じられたところもあります。感謝したいと思います。

- ・ 修了者面談出席者に当該法科大学院出身者で教育補助に従事している者が含まれていたことは、他の修了者の発言が方向付けられるおそれがあり、人選において改善の余地があるように思います。
- ・ 書面審査重視といえども、2日間の訪問調査はやはり短いという印象を持ちました。
- ・ 責任者との意見交換の場において、基準や解釈指針に対する対象法科大学院の意見を聴取することも必要と考える。
- ・ 不適格判定の可能性が相応に高いLSについては、訪問時に重要な問題点を特に強く指摘して反論ないし弁明の機会を与えることが望ましいと考える。
- ・ 会議参加者は書類をよく読んで会議に臨むべきであると思う。調査対象校との会議中に対象校から、それは書類に記載してあるという回答が何回かみられた。
- ・ 授業の見学はすべての授業を対象として評価委員が自由に見学できるようにすべきだと思う。
- ・ 毎年思うのですが、責任者面談の時間がもう少しあればと思います。確認事項のすべてを確認する上で。

(4) 評価結果について

○ 評価結果についての意見、感想等

- ・ 全体に、もう少し具体的な記載にした方が、対象校に評価者の趣旨が伝わるように思いました。個人的な感想ですが、やや「お役所的な文書」になっているような気がします。

- ・ 部会で特有の（と言っても常識的には許容される程度）表現をしようとすると、正副部会長会議で…と何かと言うと、正副部会長会議の名が出てくる。

無論、横断的に定めなければならない事項は少なくないが、指摘する表現程度は部会に任されてもよいと考える。

- ・ 非常に細かい点にまで目配りがされており、適切な評価がなされていると思います。
ただ、法科大学院は現在非常に厳しい状況にあり、司法試験合格率によって評価され、存続の許否自体、合格率で分けられる状況にあるといえますので、今後は、基準自体や評価対象の変化があり得るのではないかと考えています。
- ・ 起案等指導の科目において、大学当局の創意・工夫を生かした取り組みがなされているが、評価委員会の視点では問題指摘対象となる面も生じていた。

画一的な評価が、果たして妥当なのか、若干の疑問を感じる。

ここでコメントすることが妥当か否か、やや疑問だが、ロースクール相互間で、合格率など大幅な格差が生じている現状から、画一的な評価で良いのか、疑問である。

合格率の高くないロースクールでは、基礎科目を確実に身に付けさせることも必要ではないか。

もちろん、ハウツー的な受験指導を認めるものではないが。

ロースクール制度を設計した人々の“理想と現実”の乖離について、真剣な再検討が望まれる。

- ・ 全体として、評価項目をもう少し絞り、簡潔化を図ってもよいのではないか。
- ・ 現状で、できる限りの事実確認、問題点指摘ができたのではないのでしょうか。
評価委員の皆様の熱意と事務担当者の尽力に敬服致しました。
法科大学院側も、評価結果を真摯に受け止めていたようです。今後の改善が期待でき、認証評価の一定の役割は果たせたのではないかと感じます。
- ・ 各委員の意見が適切に反映されたものと受け止めています。
- ・ ④の評価結果の記載形式は良いが、主なものとそうでないものを区別するのは容易でないようにも思われる。
- ・ 修了生弁護士による正課外の学習指導について「法科大学院の教育理念に抵触するおそれ」が指摘されているが、多くの法科大学院が司法試験合格率の低下に悩んでいる現状に鑑み、修了生の体験に基づく指導は一定の効果があり、かつ、学生もその指導を期待していると思われるので、それが正課外である限りは、評価において、その内容にまで言及すべきではないと考える。
- ・ 法科大学院の厳しい現状をふまえて、各法科大学院の優れた点を指摘することは、現場を鼓舞する要素になります。

3. 研修について

○ 研修についての意見、感想等

- ・ 研修は1回うければ、2回目以降はほとんど役に立たないように思われる。
- ・ 非常に的確なご説明で、疑問点が払拭できました。
- ・ 従前との変更点について重点的に解説して頂けるとより有益と思われる。

- ・ まったく初めての委員か経験者かで印象は大きく異なると思われる。本年度は、法科大学院に対する個別意見などが発せられ、研修の場としては不適切ではないかと感じた。議論は別の席で行えばよい。

毎年問題となる事柄、正副部会長会議の位置づけ、事務局の役割などを述べれば研修としての意味があるのでは、と史料する。

- ・ 本年度の研修は、公務差し支えにより欠席しましたが、昨年度参加した研修のおかげで、本年度の書面調査を滞りなく遂げることができました。

同じ委員が複数年にわたって調査を拝命する場合、年度ごとに研修に参加させるかどうかはともかく、研修そのものは円滑な調査の遂行のためには必要だと思います。

- ・ 実際に書面調査をやってみないと分からないかも、と思いました。
- ・ そもそも認証評価というものにまったく接したことのない実務家からすると、総論的な説明ではなく、個々の基準について、もっと具体的な例を挙げて、「満たしている」、「満たしていない」、「非該当」の判断の仕方を説明していただきたかった。

特に、これまでの評価で、問題となった事例はいくつかあったはずであるから、例えば、「法律基本科目の講義で〇名の受講であった場合、こうなる」とか、「授業内容がこのようなものであった場合、基準を満たしていないとの判断になる」など、過去の評価事例を使つての具体的な説明をしていただければ、もっとスムーズに書面調査に入れる。

- ・ 今回は、申し訳ないことに欠席してしまったのでコメントのしようがない。

とはいえ、昨年と同様の内容かと考えるので、昨年のコメントを再度記入する。

一度経験した後から振り返ると“役に立った”と思えるが、初めて受講した段階では理解し切れぬ内容も散見された。

私自身は他のロースクールで、別の認証機関による評価についてFDの中で聞いていたので、大体理解できたが。

ロースクールの教官・評価員などが全て同様の理解ができていないか否かは不明である。

- ・ 書面調査や訪問調査は実際に経験してみないと分からないことも多いが、研修を受けたことで、すくなくとも調査の概要は理解することができた。
- ・ 経験者と未経験者が混在している中で、未経験者にはもう少し丁寧に説明した方がよいように思いました。
- ・ 研修における説明時間は、参加者の本務との関係上やむを得ない点があるが、初心者にとっては少し短いように思われた。
- ・ (1) 過去の認証評価で指摘があった主要な例の一覧(簡単な判例集のようなもの)があると、作業イメージが沸いて役立つように思えました。作成は面倒でしょうが、これからケースが積み上がっていくでしょうから、整理の意味も兼ねてまとめていただくと助かります。
- ・ (2) 特に直近の指摘を受けて法科大学院側がどのような改善を実施したか、重要な例だけで結構なのですが、具体的に示していただけると、やりやすく思えます。他の法科大学院がとっている措置は、認証評価の現実的な判断基準としても使えるでしょう。

- ・ 欠席したため、回答不能。
- ・ 評価を受ける側での経験が多少あったこともあり、研修内容は理解できた。
実際問題として、それほど研修に時間をさけないと思われる。
- ・ 試行錯誤で実際に行わないと分からないことが多い。
- ・ これまでの評価において特に問題となった具体例を資料化してほしい。
- ・ 研修よりは、不慣れでも実際に調査に参加して得られる、いわば on-the-job-training が、一番有用であったように思います。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量について

○ 評価に費やした作業量についての意見、感想等

(具体的にどのような作業において作業量が大きかったかについて)

- ・ ③については、事務局及び正副部会長のレベルでしっかりされているので、作業量は軽減されているように思われる。
①については、自己評価書もやや分量が多いが、やはり、裏付け資料の読み込みに時間がかかる。
- ・ 評価項目を分担して記述し、それを部会で確認する方法もあると思う。
- ・ 資料を参照しながら（記述の所在を探しながら）自己評価書の記載内容を検証・検討する作業の作業量が大きい。（同じく、評価を受ける側の作業量も大きいと思われる）
例えば、訪問調査の現場において、口頭でのやりとりと資料の確認を一気に行えば、能率的となる場面があるかも知れない。その場合、訪問調査の日程を増やす必要があるかも知れない。
書面調査と訪問調査のバランスは再検討してみる余地があるように思われる。
- ・ 1巡目に比すと作業量は減った。項目が整理されてきたのに加え、事務局の事前調査が厳格に実施されているためと思われる。
ただ、自己評価書の書面調査の作業量は極めて大きい。
- ・ 作業量は決して少なくありませんが（根拠資料の点検、評価の入力）、チェックすべき事項（基準）の一つ一つは不可欠であろうと考えますので、作業量が多いからといってこれを安易に減らすことは難しいのだらうと理解しております。
なお、小職は、書面調査のみ担当しましたので、②、③の回答は差し控えました。
- ・ 基準ごとに各担当者が記入する点。さほど問題ない点については、作業を簡略化し、問題ある点についての検討・議論に時間を配分すべきではないか。
- ・ 私自身が慣れていなかったことが大きいですが、書面調査において、2校につき各基準ごとに「○」、「×」、「－」をつけていく作業の際、判断項目が多い上、判断に迷うものもあって時間が非常にかかった。
書類も大部であったので、結局、夜間に自宅ですべてまとめて行わざるを得ず、正直、負担は大きかった。

- ・ かなり多量の資料を見る必要があったことは確かである。
提出された資料について、自己評価書は大体同じフォーマットであるが、参考資料・添付資料になると、大学ごとに違っており、慣れるまでは時間がかかった。
- ・ 書面調査は、初めてで慣れなかったこともあり、効率よく作業を進めることができなかった。また、理由の書き方等について迷うことも少なくなかった。報告書原案の作成は、正副部会長の負担が大きかったのではないかと思う。
- ・ 自己評価書（添付資料を含む）をまず読むことに結構時間を使いました。
- ・ ①自己評価書の記述について、資料で確認する作業にかなりの時間を要した。特に、自己評価書に添付されていない資料等について、対象校に問い合わせを繰り返すことになった。
③機構の事務担当者大変ご努力いただいたが、委員間の意見調整、部会間の調整のために、かなりの時間を必要とした。
- ・ 書面調査にかかる作業は大きい、やむを得ないと思われる。
- ・ 自己評価書から評価のポイントを抽出する作業が大きかった（いつものことではあるけれども）。
- ・ 自己評価の書面調査の作業（パソコン入力）を簡素化してほしい。
- ・ 自己評価書の書面調査は、送られてきた資料を確認しながら作業を行いますが、資料が膨大である関係で、基準との照合作業がかなりきついと思います。フルに10日間程度を要しました。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

○ 機構が設定した作業期間についての意見、感想等

- ・ 単なる委員としての立場にあった自分自身にとっては、作業期間の設定は無理がないと感じられる。
- ・ 長期間かけるよりも、集中してやるべき作業かと思しますので、長さよりは、集中できる日程か否かが重要かと思します。概ね適切な期間設定かと思します。
- ・ 全体のスケジュールの関係で、一部手持時間が短くならざるをえない場合も生じることは理解している。但し、書面作業と現地（口頭）調査とのバランスを再検討することで、改善の可能性があるかも知れない。
- ・ 書面調査については、その時期は、他の業務でも多忙な時期と重なっており、書面調査の分量もかなり多いので、かなり大変な作業であり、もう少し作業期間に余裕があればと感じるところもある。
- ・ おおむね適当と思う。しいて言えば、第2回と第3回との間（部会開催）が若干短かった。
- ・ もう少しだけ対象校の自己評価書提出期限を前倒ししていただけると助かります。
- ・ 先に述べたとおり、レジュメ・答案を確認するとなると、訪問調査の日程は若干タイトである。
- ・ 作業の所要時間（リードタイム）から判断すれば適当かもしれないが、資料受領から返信あるいは会合までの時間が短い（検討時間が少ない）と感じた。

事務局の体制・仕事量からやむを得ないと思われるが、土日の休日含みで、実質2～3日というのは、別の本業を持つ立場では、かなりきつい。

また、勤務先と自宅とで並行的に作業できれば時間は確保できるが、休日にはそれなりの用事もあり、“宅調”は難しい。

- ・ ちょうどよい期間だったのではないか。
- ・ ①について

手術・入院の時期と重なったため、ほとんど作業できませんでしたので回答は差し控えます。

②について

療養期間中の作業でしたが、特に過重とは思いませんでした。ご配慮いただき、感謝します。

③について

妥当だったと思います。

<作業についての感想>

- ・ 作業量が多いとは感じましたし、予想していた以上だったのも事実です。しかし、実際に着手してみると、認証評価には欠かせない量でしょう。
- ・ 個人的な事情として、手術の時期に重なり、初めて経験する不慣れな仕事だったという二つの特殊性があり、負担感を覚えました。仕方がないと考えていました。
- ・ 作業量の重さというよりは、自らの能力不足を痛感させられた期間でもありました。
- ・ おおむね適切であったと思います。
- ・ 書面調査の期間中に、評価以外の他の雑用を並行して行う必要があるときは、期間は短いように思われるが、やむを得ないように察せられる。
- ・ 訪問調査の日程を7月～9月の授業がない期間に設定すると参加しやすい。
- ・ 会議に参加するメンバー全員が事前にきちんと書類を読んで参加していれば、もっと効率的な会議運営が可能であったと思う。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

○ 評価に費やした労力についての意見、感想等

- ・ 全体として目的(とりわけ①及び③)に見合っているが、改善(②)をどの程度促進できるかについてはやや懐疑的である。それぞれの法科大学院はそれなりの努力を払い、異なる環境にあることを考えると、基準及び解釈指針はやや硬直的であり、かつ、現実と遊離している部分もあり、その結果、基準及び解釈指針からの逸脱を指摘しても、教育活動等の改善にはつながりにくいと思われる。実際、書面調査を担当した2校は全体としては優れている体制を構築し、運用しているが、前回の認証評価において問題となっていた点(マイナーな欠点であるが)についての改善は不十分であったという印象がある。すなわち、逸脱を指摘されても直せない(直すのが学生に対するサービスという点などから必ずしも現実的ではない、あるいは直さなくとも学生にとって不利益はない)というものがあるという感想をもった。

そもそも、逸脱を指摘することはできても、積極的な改善を提案できるわけではない(今、基準を満たしている点をさらによくするような提言をする能力もなければ、それを提言するような仕組みにもなっていない)といわざるを得ないから、もともと、一定レベル以上の対象校については、評価

によって教育活動等の改善を促進することは、論理的に考えても、主たる目的とはなりえないのではないか。

- ・ これだけ厳格な評価を行っているものは少ないと思います。

法科大学院が社会的評価を落としている中、厳格な評価がなされることは極めて重要で、いかに厳格な評価を行っているかは、社会的にもっと認知されてよいと思います。

ピアレビューは「甘くなりがち」と言われますが、本評価を「ピア」でない方が理解し、実施することは不可能で、評価自体がもっと「評価」されるべきだと思います。
- ・ 形式的な項目については、事務局における事前調査・検討が行き届いているので、実質的な議論の時間を獲得できたのは良かった。(しかし、事務局の負担が過重ではないかと思われる)
- ・ 「強くそう思う」でなければ、本評価専門委員は務められないだろう。
- ・ 法科大学院の現状に対処するための創意工夫が、評価との兼ね合いで阻害されてしまう懸念を抱いている。
- ・ より重要な点の検討・議論により多くの時間・労力がかけられるようになれば良いと思います。
- ・ 労力は相当なものであったが、認証評価について知ることができ、得るものは多かったので、満足はしている。
- ・ 法科大学院での講義を担当してきたが、今回は全く違う立場で評価を行い、大変参考となった。

法科大学院当局の地道な努力・取組を見聞し、社会からの理解と支持を得ることの大変さが理解できた。

このような観点から、自分が費やした労力も多少は貢献できたかと考えている。
- ・ 概ね目的に見合うものであったように思う。
- ・ 労力自体は大きなものではない。ただし、現在の評価基準を満たした場合には法科大学院として適格を有するというのが、社会の認識・理解と齟齬がないかに疑義が残るので、その意味で、教育の質、改善等に見合ったものか否かは、どちらとも言えない。
- ・ 面倒な作業が多いと感じたのは事実ですが、評価には必要な手間であったと思います。

実際に各委員は熱心に作業をされていましたが、この結果を各法科大学院が活かして欲しいと切に願っています。
- ・ 費やすべき労力は軽くはないが、適切であったと思われる。
- ・ 評価が形式面に傾きすぎる。
- ・ 評価担当者の労力の省力化を検討されたい。(書面調査において発見した重要な問題点を中心とする評価作業にとどめることを検討すべき。)
- ・ 司法試験合格率を基準とする文科省の縮小政策がとられている中で、認証評価の意義は失われつつある。認証評価とは別のところでロースクールの撤退が進んでいる。お互いに励まし合うならば意味があるかも知れないが、現状では、相互監視による疲弊をもたらすことにしかならないのではないかという疑問を持ちながらの作業だったので、充実感よりも徒労感のほうが大きい。
- ・ 評価を受けた法科大学院がいかに評価書を利用してくれるかに、費やした労力と評価作業が見合うかどうかがかかっているように思います。つまり、それが質の保証と改善の促進に寄与する基本

と思われます。所属する大学で全学の点検評価委員会の副委員長を務めていますが、客観的になされた評価がフィードバックされた各箇所が指摘されたことに対して前向きに反応する受審大学のシステム、意識が一層必要になるように思われます。特に、この法科大学院の認証評価は、機関別認証ですから、反応しやすいはずですが。そのような仕組みなどを調査したいものです。

- ・ 書面調査、訪問調査及び評価結果原案の作成というすべての側面において、部会長・副部会長の先生のご負担は大変に重いものと考えられる。心から敬意と御礼の意を表したい。

(4) 評価作業にかかった時間数について

○ 評価作業にかかった時間数についての意見、感想等

- ・ 添付資料が膨大なので、やむを得ない。
- ・ 書面調査は、相当の労力がかかるもので、調べれば「切りがない」作業ともいえます。委員が固定することは望ましくありませんが、ある程度「慣れ」が必要かと思えます。
- ・ 実務家の場合、なかなかまとまった時間を確保しにくいので書面調査の作業には負担感がある。逆に、訪問調査のように、あらかじめ日程を確保してしまえば、その間は作業に集中できる。事前の書面調査と現地での口頭質問と視察によって解決する部分との比率を見直して頂けると負担感が減ると思われる。
- ・ 2校分の書面調査はとても時間がかかり大変である。
- ・ 上記よりかかっていると思う。ノートした時間だけをざっと計算したもの。学識経験者として参加しているため、単位数や教職員に関する事項に疎く、時間がより多くかかるのかも知れない。
- ・ ①については、数日に分けて作業をしたので、必ずしも正確ではありません。小職は、書面調査のみ担当しましたので、②、③の回答は差し控えました。
- ・ 計算できない。とにかく時間はかかった（特に書面調査）。
- ・ 作業時間の実績を集計していないので、感覚的な数字であるが。例えば、自己評価書については、受領から提出まで約4週間あるが、稼働日を20日として逆算した時間数である（長いのか、短いのかは不明）。当該期間中は、常に書面調査が頭に残っており、ことあるごとに見直したりしていたものである。委員会での議論に接すると、もっと時間をかけて綿密に取り組むべきでなかったか、反省させられる。
- ・ もう少し調査項目数を絞れば、とくに書面調査にかける時間は短縮できるのではないか。
- ・ ① 書面調査には、手術・入院のため十分な時間を割けませんでした。この調査は、法曹や法学研究者ではない者にとっては、かなり難しいものです。じっくり取り組むつもりでしたのに、今回は納得できない結果になってしまい、残念でした。
- ・ ② 訪問調査の準備は、体調が戻ってくる時期に当たり、実質的に書面調査をもう一度やり直すような感じで進めました。思った以上に時間をかけた気がします。
- ・ ③ 評価結果のまとめは、やや早足に作業せざるを得ない事情があったのですが、もっとしっか

り時間をとって、納得できるようにしなければいけないと思っています。

- ・ 特に長時間を要したという印象はありません。
- ・ 書面調査には時間がかかるが、やむを得ないと思われる。
- ・ 先にも記述いたしましたが、書面調査にかなりの時間を要しました。
- ・ 今回は初回ということもあってか、自己評価書の書面調査については予想以上に時間を要してしまっただ。期末試験等の時期と重複したこともあり、提出が遅れてしまったことをお詫び致します。

5. 評価部会等の運営について

○ 評価部会等の運営についての意見、感想等

- ・ 正副部会長の能力と事務局等の適切な準備のおかげで、円滑に運営されていたと思われる。
また、多様性を確保するためには、この程度の人数は必要だろうが、これ以上増えると議論がしにくくなるから、人数と構成も適切だったと思われる。
- ・ 拙い司会で、委員の皆様にご迷惑をおかけしたと思います。
検討すべき内容に比して、部会の時間が限られているので、委員の先生方の活発な意見を伺うことが十分にできず、申し訳なく思っています。
- ・ 科目区分の適切性など、分野別の専門的判断が求められる重要項目については、厳格な評価を行うためにも、同一分野（公法・刑事法などの各分野）で複数の委員が関与し、対象校にもその旨を伝える方法が考えられてよいと思う。他の科目の委員に意見照会ができる仕組みでもよい。この点を含めて、評価作業の重点化を図ってはどうか。
- ・ 訪問調査時に公法系の先生がいないということがあったので、基本科目については訪問調査時に各系統の先生が揃うようにすることが望ましい。
- ・ 正副部会長の力量・手腕に負うところ大だが、何と言っても事務局担当者の能力が全てを決めている。
- ・ 事務方の新人の方が、法科大学院についてよくわかっていないのか、話がかみあわないなど不手際が多すぎた。
- ・ 部会長のお力で円滑でした。
- ・ 正副部会長の丁寧な進行に感謝しております。
- ・ 評価部会については、部会長・副部会長の統率力と部会員各位の真剣な取り組みにより実のある議論ができたと思われる。
参加して楽しい会合であった。
- ・ 部会長に適切に進めていただいた。特に問題はなかった。
- ・ 各部会にそれぞれ2校アサインされていたが、各部会の人数を少し減らして部会数を増やし、各部会が1校を担当するようにすればどうか。集中して深く議論できる。
- ・ 専門部会を構成する研究者教員は、実務家に比べて専門分野が狭いため、書面調査・訪問調査における実務家の作業量が加重となる傾向が見られた。

- ・ ①について

肝心な時期に私は欠席してしまい、他の委員の負担が過重になってしまったようです。申し訳なく思っています。お答えする立場にはないと考えます。

- ②について

円滑だった。限られた時間の中で濃密な意見交換ができたと思います。

- ・ 各委員において積極的に意見を述べていただき、実りある審議ができたと思います。
- ・ 評価委員の職務に当たったのは今年度が初めてであるが、会議は円滑に進められていたと思われる。
- ・ 運営は、全体的に円滑であったと思います。
- ・ 評価委員が気の付かなかった点を指摘してくれたり、これまでの例に縛られずに新たな視点で指摘してくれたのは、参考になりました。

6. 評価全般について

○ 評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についての意見、感想等

- ・ 私自身は法科大学院の専任ではなく、（非常勤講師と同じような位置づけで）1科目を担当しているだけなので、評価作業で得た経験を自身の所属組織の運営や教育に「直接」活かすことはほとんどできないと思われる。

とはいえ、このような経験ができたことはとてもよかったし、部会に属されている他の委員の方々がどのような考え方を法科大学院の運営について有しておられるかを知ることができたことの意義は大きかった。

- ・ 他大学の実際の講義を聴講する機会は貴重で、自分の講義のための参考になりました。
- ・ 作業としてはたいへんですが、厳格な評価を行っていることを社会的に示す必要性を、強く感じます。
- ・ 客観的・外形的な数値や結果に現れていなくても、熱意をもって有益な取組がなされている場合がある。これを積極的に評価する方法を検討する必要があると思われる。
- ・ 他の優秀な委員の先生方と一緒に仕事をさせていただくのは、大変勉強になる。また、事務局も優秀であり、仕事がやりやすかった。

機構の認証評価を経験できてよかったと強く感じる。

- ・ 一巡目を経験したが、今回はかなり整理されてきたと感じた。ただ前年は一校のみだったことから、作業量は相当の差があった。

来年は3校のみが評価対象とのこと。評価専門委員も“職を失う”ことになるろう。そうした自分の身よりも、この法科大学院制度そのものが大きく変質ないし外力によって変革されようとしている。

日本の法曹をどうすべきか、そのために法科大学院はどうあるべきか、といった根源的な課題に立ち向うため、本評価（機構）が果たす役割があるのではないだろうか。野にあって期待するとこ

ろである。

- ・ 法科大学院の理念と現状の乖離の中での評価機関のあり方について、機構の自己規定を再検討されたい。
 - ・ 法科大学院の取り組みや実情を垣間見ることができ、小職が担当している司法修習生の指導のバックグラウンドとして有意義な経験をさせていただきました。
 - ・ 勉強になりました。
 - ・ 一般論として、効果の期待できないことならば協力する意味がない。
従って、質の保証や改善を期待したい。
質問の④⑤については、自分自身の現在の立場としてはまず関係しないと思われる。
 - ・ 認証評価が実際にどのように行われているかについて知ることができてよかった。
ただし、基準や解釈指針は、全体的に、やや形式的で細かすぎるように思われる。より簡潔にし、法科大学院の自由に任せる部分を増やしたほうが、各法科大学院の個性を引き出すという意味でも、また、実質的な教育の質の向上という点でもよいのではないか。
なお、法科大学院の認証評価を行うのであれば、あわせて、司法試験およびその採点内容の評価も行われてしかるべきであろう。
 - ・ 他大学の状況の詳細に見ることによって、自身の所属大学の状況を客観的に見ることができ、また、その運営改善に生かすことができる多くの示唆を得ることができ、大変に有益な経験となった。
また、訪問調査に同行した教員・実務家・機構職員からも、多くの非常に有益な示唆を受けることができた。
全般に大変に有益かつ貴重な体験ができたと感謝している。
 - ・ 評価基準・解釈を、例えば教員数等の形式的なものだけでなく、より実質的に教育内容・効果をはかれる基準・解釈にすることを考えるべき時期であると考えます。教員数が不足しているような法科大学院は明らかに問題であろうが、そのような形式的な事項についての基準を満たせば法科大学院として適格であるという判断は、昨今の法科大学院に対する社会の認識・理解、それをも視野に入れるべき外部評価の在り方としては、通用しなくなっていると思う。
 - ・ ▽文部科学省の公的支援見直しとの関係
 - ・ 文科省は合格率、定員充足率、多用な人材確保、地域性・夜間開校などの指標を基に教育システム、教育プログラム、連合・連携などの取り組みに応じて加算する方式を打ち出しました。
これを意識した新たな評価基準の設定が求められるように思われます。
 - ・ 現行基準で見直しの検討が特に求められるのは多様な人材の確保でしょうか。その評価の基準を充実させる必要があると考えます。
- ▽第7章 学生支援体制について
- ・ 手厚い支援を実施している法科大学院の足を引っ張ることのないように留意したいと思えます。例えば解釈指針7-1-1-4に関係してくるのですが、教官・教員ではなく教育補助者と一律に定めてしまうのが最善かどうか、議論がありそうな気がします。どういう体制がプラス要素なのか、各大学院の試みを整理してみてもよいのではないのでしょうか。

- ・ 前述した職業支援の補足にもなりますが、進路の把握をもっと必要性の高いものとして位置付けた方がよいと思います。これは法科大学院という制度の社会的存在意義にかかわり、制度改善のための点検に役立つデータになります。職員や修了生らを担当者として各大学院が充てるよう促す仕組みを考えてみたらどうでしょう。
- ・ 事務方みなさんの適切な支援を得て、効率的かつ公平・公正な評価活動を行うことができました。
- ・ 3巡目に向け改定が必要な基準もあろうかと思っておりますので、ご検討いただければ幸いです。
- ・ 評価の観点や対象について、組織的に評価を受けることの意味と対応の仕方が良く理解できた。評価担当の業務に携われたのは、個人的にも所属する法科大学院の今後にとっても、有意義で良い経験になったと思う。
- ・ 評価結果が当該法科大学院の向上（メルクマールとなるのは入学志願者の増加、司法試験合格者の増加）にどのように役立っているのか、3年後あるいは5年後に検証すべきと考える。
- ・ 評価結果の記述に関し、本機構の関係者と調査対象校以外にはわかりにくい記載（たとえば、具体的な事実関係を簡単に記しても差し支えがないところ、それを欠くために、第三者が読むと意味が通じにくい記載）が、なおときに見られるように思います。
- ・ 事務の方々には大変効率的に会議・出張の運営支援を行っていただき感謝している。
- ・ 日本弁護士連合会の調査・評価に比べると、表面的で形骸化していると感じた。
- ・ 社会の理解と支持の支援・促進については、一連の評価作業が社会にもっと啓蒙されてよいように考えています。これだけ厳格な評価の実態について、もっとPRすべきものと思います。
- ・ 部会長・副部会長の先生のご尽力及び他の委員の先生方のご努力に敬意を表し、感謝申し上げます。また、事務局の方々の適切かつ迅速な事務処理にも助けられた部分が大きい。併せて感謝申し上げます。

残念に思われるのは、本評価事業が社会の理解と支持を得られているか、必ずしも確信が持てないことである。法科大学院については、マス・メディアを含む社会一般の興味・関心が、別のところへ向かってしまっているように思われる。法科大学院の教育の質を確保するために、また、法科大学院の優れた取組みを積極的に社会に発信するために、さらに認証評価の認知度を上げていくことを望みたい。

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

① 対象法科大学院の教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった点について

- ・ 担当した大学について、訪問調査で指摘した事項について、すべて改善することをウェブサイト上で公表しており、迅速な対応に敬服しました。
- ・ 対象校は、前回の評価時の指摘事項などを相当程度、意識していた。
- ・ 展開先端科目としては内容が不十分で改善の指摘をしたことや採点方式の誤りを糺すこともあった。その他、在校生・修了生からの本音を当該法科大学院へ伝達することもできた。

- ・ 学生数が削減されたこともあって、学生への個別的対応が充実しつつあった。
- ・ 前回評価を経験していないので、程度は不明だが、改善された旨が報告されており、また、今回の訪問調査においても、当該大学の真摯な取り組みが感じられた。
- ・ 前回の認証評価の実施の結果、科目区分に問題があるとされた対象法科大学院の授業科目について、適切な科目区分に変更されているものがあった。
- ・ 困難な状況の中で、評価を強く意識した組織の運営が行われているように思われる。
- ・ 認証評価によって、これまでともすると教員個人の裁量に任されていた教育の内容が、評価を通して試される機会が与えられていると考えてよいと思います。その意味で、認証評価を通じて法学教育の質を格段に飛躍させたといつてよいと考えます。教員の意識を変えさせた点で、意味があると思います。
- ・ 前回評価で指摘された事項が、今回も指摘されることはほとんどなかったのではないかと。

② 対象法科大学院の教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった点について

- ・ 科目適合や、厳格な成績評価については、評価基準に沿って実施される割合が大幅に高まったと思います。
- ・ 対象校は、前回の指摘事項をおおむね改善していた。
- ・ 改善を要する点の指摘に対応していた。
- ・ 前回の調査を経験していないので、不明である。
- ・ 対象校の内の1校について、前回指摘がなされた成績評価方法について改善がなされていた。
- ・ 前回の評価実施の際には担当者ではなかったが、1巡目の評価の内容は今回の評価に際して参考にされているように推察された。
- ・ 評価側からの種々の指摘（質問も含む）は、対象校にとって注意を喚起する効果があり、それは改善につながっていると思う。

③ 対象法科大学院の教育研究活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった点について

- ・ 前回の調査を経験していないので、不明である。
- ・ 司法試験の合格率を取ってみても、各法科大学院のステータスを決める指標と言えますから、この面での数値が評価の一要素になることで(これだけではありませんが)、熱意のある教員のモチベーションが上がっているようにみえています。このことを通じて、入学を志望する学生、親、さらには法曹界をはじめとする社会全体の支持につながるように考えています。

平成25年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の1～12の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものゝ記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「-」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のまま結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった -----

5	4	3	2	1		3
5	4	③	2	1		

回答例②は、適切であった -----

(回答できない場合)

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

.....は、適切であった -----

5	4	3	2	1		-
---	---	---	---	---	--	---

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想等をご記入ください。

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った

迷った	迷っていない	
2	1	

→※③について、2とご回答いただいた場合、どのような点で迷ったのかをご記入ください。

④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、どのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

⑦ 自己評価書の作成に当たって、既に機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした -----

参考にした	参考にしなかった	
2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

④ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑤ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

⑥ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑧ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

--

⑨ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

以下は、**意見の申立てを行った法科大学院のみ**お答えください。

③ 貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量、(2) 機構が設定した作業期間、(3) 評価作業に費やした労力、(4) 評価のスケジュールの4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

	＜作業量＞					
	とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)	とても 小さい (1)	とても 大きい (5)	
① 自己評価書の作成	5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応	5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て	5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～⑤について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

	＜作業期間＞					
	とても 長い ←	適当			→ 短い とても	
	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1	
② 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1	
④ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1	

・ 機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるとい う目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理 解と支持を得るとい目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(4) 評価のスケジュールについて

- ① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---
- ② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ----

適当	適当でない	
2	1	
2	1	

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想等をご記入ください。

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。(⑧について、訪問説明を受けなかった対象法科大学院は回答欄に「－」をご記入ください。)

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)	
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2 1
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2 1
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応） は適切であった -----	5	4	3	2 1

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

5. 評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（1）評価報告書の内容等、（2）自己評価書及び評価報告書の公表、（3）評価結果に関するマスメディア等の報道の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（1）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった ----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度等）を考慮したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容はわかりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点がわかりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
----------------------------------	---	---	---	---	---	--

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイト等で公表している

している	していない	
2	1	

② 評価報告書をウェブサイト等で公表している

2	1	
---	---	--

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用」で質問します。)

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される -----	5	4	3	2	1	
⑬ 学生（今後入学する者を含む）の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

7. 評価結果の活用について

① 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを5段階でお答えください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

非常に参考になった ← なった → あまり参考に
 (5) (3) (1)

課題	(記入例) 【基準5-1-1】FDが不十分である。	5	4	3	2	1
変更・改善	授業アンケートの分析・活用等の具体的方策の検討を開始した。					
課題		5	4	3	2	1
変更・改善						
課題		5	4	3	2	1
変更・改善						
課題		5	4	3	2	1
変更・改善						

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください。

② 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価結果を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 その他（具体的に）	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { </div>	

回答欄

8. 評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

・評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教えてください。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいで結構です。

(記入例)

自己点検・評価委員会
(役割)：評価結果についての最終決定
(形態)：常設
(構成)：学長、理事、・・・
(人数)：〇人

ワーキンググループ
(役割)：評価結果の審議
(形態)：常設
(構成)：理事、各学部長・・・
(人数)：〇人

評価推進室
(役割)：評価に関する事務
(形態)：常設
(構成)：室長、係長・・・
(人数)：〇人

法科大学院作業チーム
(役割)：データ等の収集・整理、自己評価書の作成
(形態)：臨時
(構成)：法科大学院長
(人数)：〇人

○○○○

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

・評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問にお答えください。

※前回の認証評価を他機関にて受けた対象法科大学院もご回答ください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、質の保証に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

- ② 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、改善の促進に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

- ③ 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

前回の認証評価を受けた時と比較して、当機構の認証評価プロセスが改善されたかどうかについて、以下の質問に可能な範囲でお答えください。また、前回他機関で認証評価を受けた対象法科大学院は、当機構の認証評価プロセスが他機関と比較してどうであったかについて、可能な範囲でお答えください。

	非常に良く なっている	どちらとも 言えない	非常に悪く なっている			
	(5)	(3)	(1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった -----	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった ----	5	4	3	2	1	
⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	5	4	3	2	1	
⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5	4	3	2	1	

・前頁の項目以外で良くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

・前頁の項目以外で悪くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

11. その他

・認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

・その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

平成25年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の1～7の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「-」をご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった -----

5	4	3	2	1		3
5	4	③	2	1		

回答例②は、適切であった -----

(回答できない場合)

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

.....は、適切であった -----

5	4	3	2	1		-
---	---	---	---	---	--	---

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想等をご記入ください。

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（1）自己評価書、（2）書面調査、（3）訪問調査、（4）評価結果の4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（1）自己評価書について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想等をご記入ください（特に対象法科大学院に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点等があればお聞かせください）。

(2) 書面調査について

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

② 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）があればよかったかをご記入ください。

・書面調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑤ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切で無かったかをご記入ください。

--

⑥ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑦について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

--

⑧ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

--

(4) 評価結果について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された ----	5	4	3	2	1	
② 第1章から第11章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・評価結果についてご意見、ご感想等をご記入ください。

3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 研修についてご意見、ご感想等をご記入ください。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量、(2) 機構が設定した作業期間、(3) 評価作業に費やした労力、(4) 評価作業にかかった時間数の4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

		＜作業量＞					
		とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)			
①	自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1	
②	訪問調査への参加	5	4	3	2	1	
③	評価報告書原案の作成	5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～③について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

<作業期間>

とても とも
長い ← 適当 → 短い
(5) (3) (1)

- ① 自己評価書の書面調査 -----
- ② 訪問調査への参加 -----
- ③ 評価結果（原案）の作成 -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るといった目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(4) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

※1校あたりではなく、全体でかかった時間をご回答ください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価結果（原案）の作成	およそ		時間

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想等をご記入ください。

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想等をご記入ください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響等、評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ←言えない (3)	全くそう →思わない (1)			
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う -	5	4	3	2	1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、質の保証にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

- ② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、改善の促進にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

- ③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

